

みんなで育む やすらぐ未来！
今つなげよう 地域の力！

「第3次都城市地域福祉活動計画」
(最終案)

平成28年3月28日
社会福祉法人都城市社会福祉協議会

時のながれに吹かれながら

昭和60年頃、「ボランティアとはなんだろうか？ 何をするのだろうか？」と思いながら、年見ボランティアで始めて、高齢者を囲んでのふれあい食事会を行った。この時から年見の町と社協のきずなが結ばれた。

それ以来、毎年、福祉バスで宮崎や鹿児島など、各地の福祉施設を研修し、ボランティア活動に励みが出てきた。ある時、桜島より連絡船で鹿児島に行く海上で、大きな物体がひょっこりと浮かんできた。みんな驚いたが、日本の潜水艦だった。こんなこともあるものだ。

当時はみんな若く賑やかだった。時のながれに吹かれながら、今でも思い出すのはたのしい出来事ばかり。ボランティアに出会ったおかげだ。

しかし、時は流れて、年見の町でもひとり暮らし高齢者が増え、老々家庭、空き家も目につくようになった。超高齢社会の今、全国で認知症者500万人とか、それこそ認知症の心配は身近になった。

現在私たちは、日常の中で安心して生活できるため認知症予防のつどいを行っている。毎月1回第3日曜日、年見公民館に集まって「あいさつしましょうね！」と声かけあって、軽い体操をして、食事会を楽しむ。

このように、私の活動はささやかだけど、そんな市民がたくさん増えれば、もっと安心して暮らせる都城の町ができるんじゃないか。市民一人ひとりが「人を思いやる心を持ち、ともに歩んでいける社会をつくりたい」と思い願うことで。

今回、「第3次都城市地域福祉活動計画」には、身近な地域福祉に多くの市民が参画してくれるように願って、各方面の方々に熱い議論をしていただいた。みんなの気持ちがこもった計画ですよ。

いい計画ができた。

あとは実践だ。

さあ、みなさん、ボランティアしましょうや！



平成28年3月

第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 立山 静夫

計画に寄せて

誰もが住み慣れた地域社会のなかで、家族、近隣の人々、知人、友人などとの関係を保ち自らの能力を最大限発揮し、自分らしく誇りを持って家族及びまちの一員として安心して健康で幸せに暮らし続けたいと願っています。

一方で、近年の少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの変容等を背景として、地域福祉に関する施策や動向が変化してきています。

また、あらゆる施策が「地域化」していくなかで、多様なニーズを抱えた人に対して、分野を越えて支援する相談・支援体制を整備し、地域の皆さんと支えていく体制を確立することが必要となっております。

しかし、地域福祉推進のためには行政の力だけでは十分ではありません。そうした中、今回、都城市社会福祉協議会におきまして、近年の地域福祉に関する施策や動向を踏まえ、住民主体の地域福祉活動を展開させていくための「第3次都城市地域福祉活動計画」が策定されましたことは、大きな意味を持つものと考えます。

本市は、平成18年1月1日に1市4町（都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町）が合併し、新たな「都城市」として10年が経過いたしました。

“本市が持つ3つの宝”すなわち、「農林畜産業」「地の利」「次世代を担う子どもたち」、これらを活かしながら、“笑顔あふれるまち＝スマイルシティ都城”を創り上げるべく、選択と集中を基本に市政を進め、“南九州のリーディングシティ”として、これからも市民の皆様と力を合わせて更なる発展を目指してまいります。

最後に、慎重な御審議をいただいた地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様を始め、専門部会の皆様、都城市社会福祉協議会の皆様及び調査に御協力いただいた市民の皆様に心から感謝申し上げます。



平成28年3月
都城市長 池田 宜永

計画への期待 「都城流」地域福祉の推進を

地域福祉は、誰もが自分らしく人とのつながりの中で暮らしていくことができるような地域をそれぞれの地域の流儀にあわせて創りだしていく取組です。地域の流儀は、その地域の皆さんの生き方であったり、考え方であったり、大切にしてきたものですから、「都城流」の地域福祉は、都城に暮らす皆さん、そこで実践する皆さんが知恵を出しあって作っていくしかありません。一方、こうした地域の流儀は、そこで暮らす人や実践者にとっては当たり前になってしまっていて、なかなか客観的に見えないこともあります。私のように、外から都城流の地域福祉にかかわってきたものには、皆さんには当たり前になっていて見えてこない「都城流」の取組の素晴らしいところをお伝えし、計画を通じてそうした強みを一層推進していくことを提言していくことが役割だと思って関わらせていただきました。

「都城流」地域福祉の素晴らしいところとは、一言でいえば住民の皆さんが自治の心意気をもって、15地区のそれぞれで住民の皆さんの相談にのったり、課題解決する活動に主体的に取り組んできたことです。確かに第2次地域福祉活動計画を策定した平成16年の当時とは、地域社会の状況は変化しています。高齢化や少子化が一層進展し、社会の個人化や格差の拡大など、新たな課題も生まれています。こうした課題に対応するために制度はめまぐるしく変わっています。しかし、私たちの暮らしの土台にある地域の大切さや役割が変わったわけではありません。むしろ、これまで進めてきた都城流地域福祉の土台の意義が改めて問われているといえます。この計画が、都城流地域福祉を住民、専門職、行政そして地域福祉の推進主体である社会福祉協議会が一体となって進めていく羅針盤となることを期待し、また確信しています。



平成28年3月

第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会 助言者
同志社大学社会学部社会福祉学科准教授 永田 祐

計画推進にあたり

都城市社会福祉協議会は、これまで地域福祉を総合的・計画的に推進するため、民間の立場で「地域福祉活動計画」を策定してきました。平成16年に策定された第2次都城市地域福祉活動計画が終了して7年が経過しているとともに、行政計画である第2次都城市地域福祉計画も中間地点を折り返した時期にあるため、このたび、この時代に沿った地域福祉のあり方を検討すべく「第3次都城市地域福祉活動計画」を策定することになりました。

都城市におけるこれからの地域福祉活動のビジョンを描いたこの第3次計画は、第2次計画を引き継ぎつつ、民意を結集した民間の計画であり、住民参加によるボトムアップで作上げた15地区の活動計画を支援する計画でもあります。さらに、今回の策定過程においては、都城市社会福祉協議会内の各部署、担当職員レベルで抱えている様々な課題を共有し、その課題解決に向けて、5年先、10年先の目標を全職員でまとめ上げました。まさに、都城市社会福祉協議会経営基盤強化のための中長期ビジョンでもあります。

現在、社会福祉協議会を取り巻く環境は、生活困窮者自立支援法、子ども・子育て支援法、障害者差別解消法の施行、社会福祉法人の公益的な活動の推進、改正介護保険法による新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行など、地域を視点にした様々な事業の展開が求められています。このような制度・施策の流れの中、社会福祉協議会は、新しい課題にも向き合える社会福祉法人として、福祉のまちづくりの中核的役割を担う必要があると考えます。

それらを踏まえ、私どもは、今回策定された第3次計画を具体的に実践していくために、これからも地域住民の皆さんと共に「汗をかき」、「知恵を絞り」、「語り合い」、「学び合い」ながら、職員一丸となって、地域福祉の推進に取り組んでいきます。



平成28年3月

社会福祉法人都城市社会福祉協議会会長

島津 久友

第3次都城市地域福祉活動計画

もくじ

時のながれに吹かれながら	2p
策定によせて	3p
計画への期待 「都城流」地域福祉の推進を	4p
計画推進にあたり	5p
もくじ	6p
第1章 プロローグ	8p
1. 背景	9p
2. 意義	9p
3. 経緯	10p
4. 第2次計画の評価	10p
5. 策定体制図	13p
第2章 社協の経営理念、基本方針	14p
1. 使命	15p
2. 経営理念	15p
3. 組織運営方針	16p
4. 基本方針	16p
第3章 計画の概要	18p
1. 趣旨	19p
2. 性格	19p
3. 他計画との関係	19p
4. 計画期間	20p
5. 計画の推進（行政との連携・協働）	20p
6. 進行管理	20p
第4章 計画の内容	22p
1. 地域福祉活動計画とは	23p
2. 地域福祉の目標（スローガン）	24p
3. 地域福祉の行動宣言	26p
4. 地域福祉の重点施策	28p
重点施策①「ひとづくり」	30p
重点施策②「まちづくり」	36p
重点施策③「仕組みづくり」	40p

5. 15地区計画	47p
①姫城地区地域福祉活動計画	47p
②妻ヶ丘地区地域福祉活動計画	49p
③小松原地区地域福祉活動計画	51p
④祝吉地区地域福祉活動計画	53p
⑤五十市地区地域福祉活動計画	55p
⑥横市地区地域福祉活動計画	57p
⑦沖水地区地域福祉活動計画	59p
⑧志和池地区地域福祉活動計画	61p
⑨庄内地区地域福祉活動計画	63p
⑩西岳地区地域福祉活動計画	65p
⑪中郷地区地域福祉活動計画	67p
⑫山之口地区地域福祉活動計画	69p
⑬高城地区地域福祉活動計画	71p
⑭山田地区地域福祉活動計画	73p
⑮高崎地区地域福祉活動計画	75p
6. 各課の中長期計画	77p
①総務部門	77p
②地域福祉部門	79p
③相談支援部門	84p
④在宅福祉部門	85p
⑤点字図書館部門	87p
⑥保育部門	88p
⑦地域包括支援センター部門	89p
資料	90p
第1 都城市のたすけあいの歴史	91p
第2 福祉基礎データ	107p
第3 講演録「地域福祉の今日的意義と地域福祉活動計画への期待」	110p
第4 職員研修会資料	124p
第5 「地域めぐり」資料	134p
第6 策定委員会設置規程	140p
第7 策定委員会・専門部会・事務局名簿	143p
第8 策定委員会経過報告	146p
第9 策定委員会議事録	155p
第10 策定委員会ニュース	179p
奥付	196p

第一章

プロローグ

第1章 プロローグ

1. 背景

少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの変容等を背景とし、近年の地域福祉に関する施策や動向も変化してきています。

平成27年4月から施行された改正介護保険法は、制度の持続可能性と地域包括ケアシステムの構築を目標に、要支援者を保険給付から外すことに加え、原則として特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定、一定以上の所得がある人の自己負担を2割にする改革となりました。

経済的に困窮し生活保護ボーダーラインにある人などを対象に、相談援助などを通じた就労支援や、こうした世帯の子どもの学習支援などを市町村が実施する生活困窮者自立支援制度も平成27年4月から施行されました。

このほかにも、子ども・子育て支援、障害者差別解消法の施行、社会福祉法人の地域における公益的な活動の推進など、新たな取組が始まっています。また、従来あまり想定していなかった若者、ニート、引きこもりなど多様な課題を抱える人が増加しています。こうした方々は、雇用や家族といった「セーフティネット」（安全網）だけでなく、地域からも孤立している場合が多いのが現状です。

こうした複雑な課題は、いくら相談や就労支援をしても、地域とのつながりを構築していかないと、単に仕事や家を確保しただけでは解決しません。また、早期に支援につなげていくためにも、地域の力が不可欠になります。

このように、あらゆる施策が“地域化”していくなか、今後は縦割りでなく、多様なニーズを抱えた人に対して、分野を超えて支援する相談・支援体制を整備し、地域の皆さんと支えていく体制を確立することが必要となっており、地域福祉の重要性がますます高まっています。

2. 意義

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進主体として、都城市社会福祉協議会（以下「都城市社協」）が地域の皆さんや社会福祉に関係する皆さんに呼びかけて、都城市の福祉活動のビジョンやどんな活動をどのように進めていくのかという戦略やプランを作っていくものです。

今回、都城市社協が中心となって地域福祉を推進するあらゆる関係者と共に民間の立場で策定する「第3次計画」には、次のような意義があります。

- 民意を結集した**民間の計画**であること
- 近年の福祉課題を反映した計画**となったこと

- 行政計画や地区計画を推進する**実行性のある計画**であること
- 計画づくりを通して、関係者が**共に学びあう機会**となったこと
- 社協の業務を振り返り次の目標を話し合う機会**になったこと
- 公民協働で制度の隙間を補い、地域福祉に関する施策を協議し**行政に提言する内容**となったこと
- 地域福祉を推進する**市民を喚起し、活力を得た**こと

3. 経緯

都城市社協は地域福祉を総合的・計画的に推進するため、民間の立場で「地域福祉活動計画」を策定してきました。（経緯参照）

平成15年の社会福祉法の施行により、行政計画である「地域福祉計画」が策定されるようになり、民間計画と行政計画が相呼応するかたちで地域福祉施策が展開されるようになりました。

このたび、第2次都城市地域福祉活動計画（社協）が終了して7年が経過していると同時に、第2次都城市地域福祉計画（行政）も中間地点を折り返した時期にあるため、この時代に沿った地域福祉のあり方を検討すべく「第3次都城市地域福祉活動計画」（以下「第3次計画」）を策定することになりました。

【計画づくりの経緯】

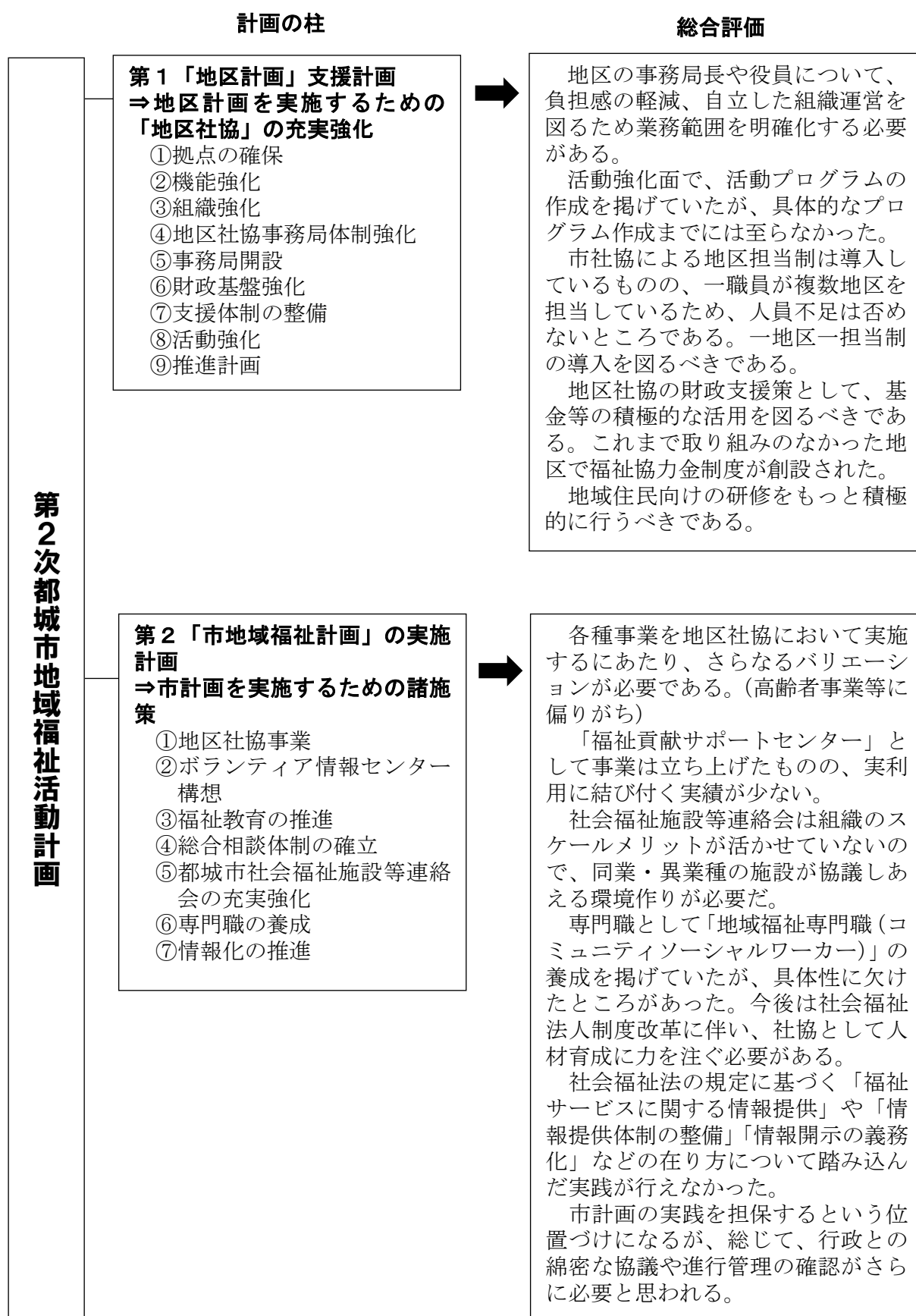
➤	(行政)	平成8年度	「都城市地域福祉構想」
➤	(社協)	平成8年度	「都城市地域福祉活動計画」(7～12年度)
➤	(行政)	平成10年度	「第3次都城市総合計画」(地域福祉総合推進モデル事業)
➤	(行政+社協)	平成14年度	「都城市地域福祉計画」、「11地区計画」(15～24年度)
➤	(社協)	平成16年度	「第2次都城市地域福祉活動計画」(16～20年度)
➤	(社協)	平成19年度	「地区地域福祉活動計画」(旧三町)
➤	(行政)	平成21年度	「第2次都城市地域福祉計画」(22～31年度)
➤	(社協)	平成25年度	「第2次地区計画」(10地区)
➤	(社協)	平成26年度	「第2次地区計画」(2地区)
➤	(社協)	平成27年度	「第3次都城市地域福祉活動計画」(28～32年度)
➤			「第2次地区計画」(3地区)

4. 第2次計画の評価

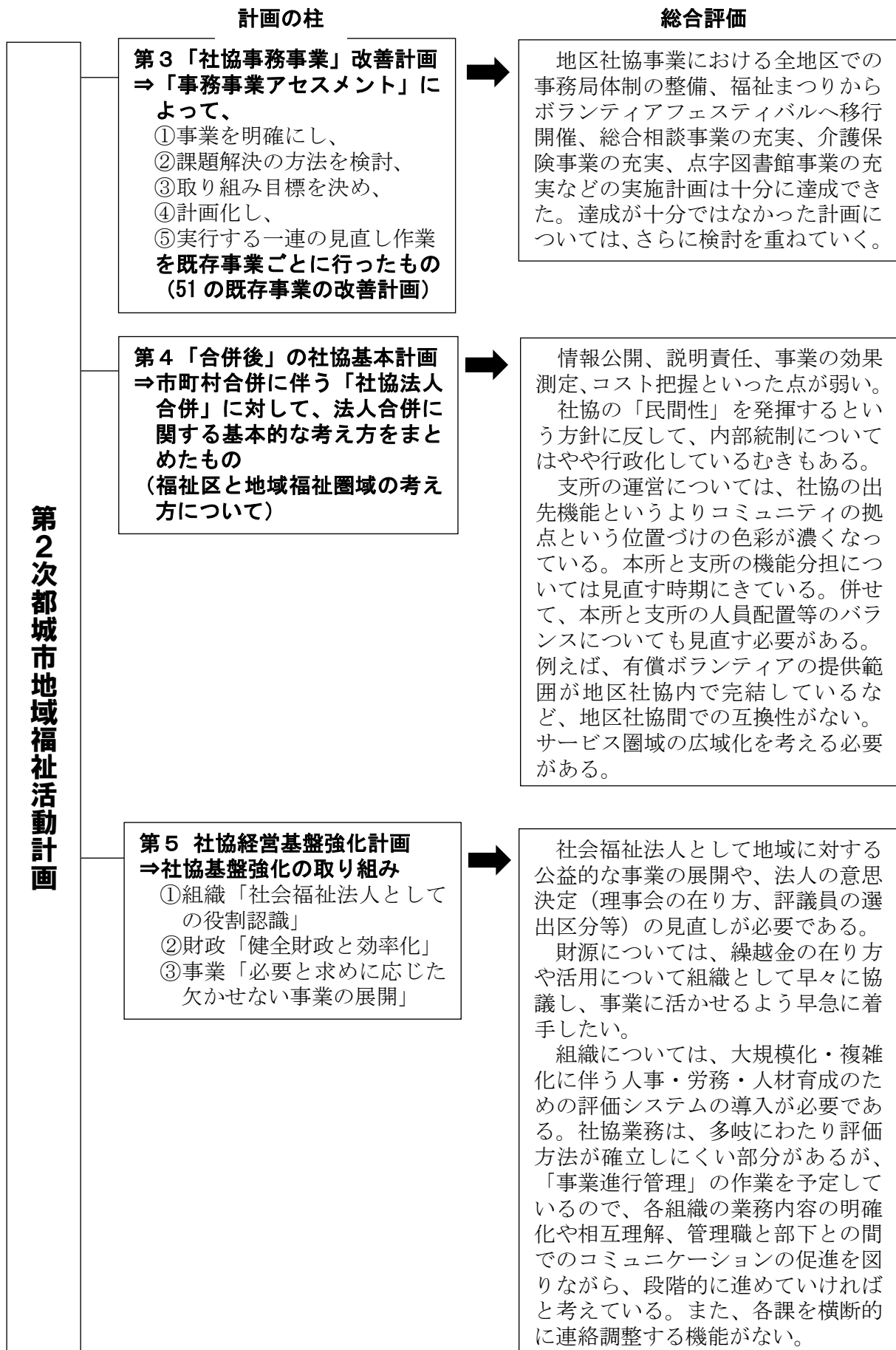
「第2次都城市地域福祉活動計画」（平成16～20年度）についてはすでに計画期間を経過していますが、一定の達成状況を評価する必要があり総合評価を行いました。評価にあたっては、シビアな視点で判断することを心がけました。

第2次計画の評価を踏まえ、未達成事項は第3次計画に引き継ぎます。

第2次都城市地域福祉活動計画の総合評価

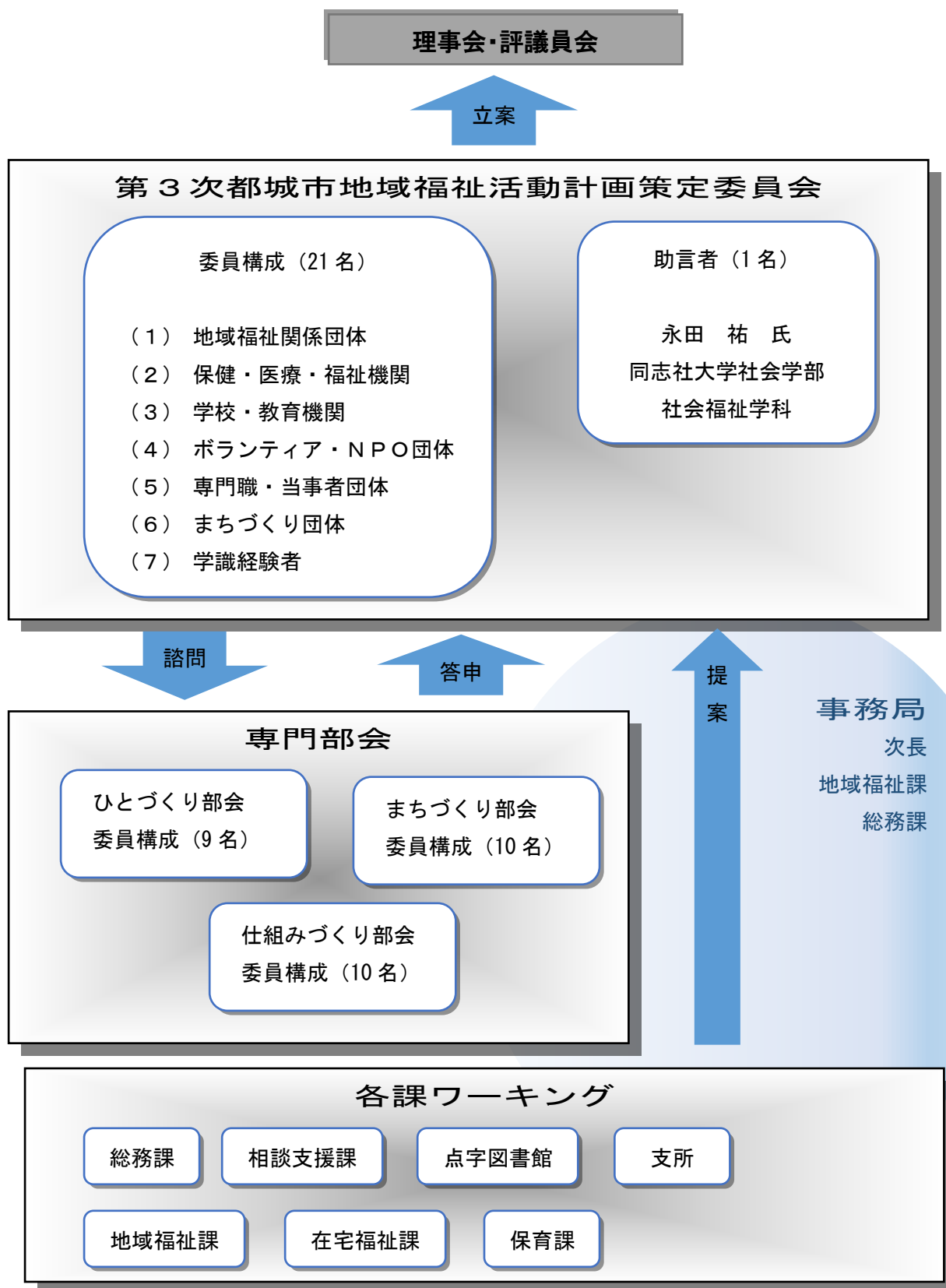


第2次都城市地域福祉活動計画



5. 策定体制図

第3次都城市地域福祉活動計画策定体制図



第二章

社協の経営理念、基本方針

第2章 社協の経営理念、基本方針

1. 使 命

都城市社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らせるように、制度や狭間の問題などと真摯に向き合い、住民をはじめとした多様な人や専門職と共に地域に点在する社会資源を上手に活用しながら福祉のまちづくりを推進することを使命とします。

2. 経営理念

都城市社協は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

(1) みんなで参加・協働する地域社会の実現

地域住民、自治公民館、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現していきます。

(2) やさしさあふれる寄り添い型の地域福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現していきます。

(3) こん難な地域課題に向き合う総合相談・生活支援体制の強化、確立

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動も含む）と、保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備していきます。

(4) じょうずな連携・協働で取り組む地域福祉ニーズに対するたゆみない挑戦

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人びとへの対応を重点として、常に事業展開を通じて地域の福祉課題の解決手段の確保に向け、地域住民や様々な団体・組織に働きかけ連携・協働による新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦していきます。

3. 組織運営方針

都城市社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、組織内で連携しながら以下のような組織運営を行います。

- (1) 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保、情報公開や説明責任を果たせる責任ある組織・管理体制に努めます。
- (2) 地域の福祉力向上をめざし、徹底した住民参加による地域福祉活動を展開します。
- (3) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行います。
- (4) 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

4. 基本方針

生活困窮者自立支援法、子ども・子育て支援、障害者差別解消法の施行、社会福祉法人の公益的な活動の推進、改正介護保険法による新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行など「地域」を視点にした事業の展開が求められています。

このように制度・施策は『地域福祉』の流れが顕著であるなか、社会的孤立を解消していくための相談や支援など社会的排除・孤立の問題と地域支援のあり方を視野に入れ、社会福祉法人としてまちづくりの中核的役割を担うような事業運営が必要です。

そこで、新しい課題にも向き合える社会福祉法人としての責任と使命を踏まえ、次の方針に沿い“住みよい福祉のまちづくり”に取り組みます。

- (1) 法人の総合力強化と地域福祉活動の活性化
 - ①経営基盤強化計画の推進
 - * 地域福祉を推進する中心的な役割を担う社会福祉協議会の活性化を図ります。
 - ②社会福祉法人の公益的な活動の推進
 - * 透明性を確保しつつ、地域福祉活動計画で示された地域活動の実践を推進します。
 - * 地域社会が求める社会貢献の在り方を意識し、困難ケースにも柔軟な対応が示せる支援体制の確立や協働のネットワーク構築を目指します。
- (2) 情報提供・相談体制の充実
 - ①情報提供の充実
 - * 広報誌やホームページ等を活用し、地域福祉活動やボランティア活動等に関

する情報を提供します。

*音声版広報紙により、視覚障がい者にも配慮した情報を提供します。

②相談支援体制の充実

*市民が抱えている様々な悩みを、各種相談窓口間で連携により情報共有する総合的・包括的な相談体制づくりを進めます。

(3) 福祉サービスの充実

①利用者の権利擁護

*高齢者や障がい者などが、自らの意思に基づいてサービスを利用でき、権利を擁護されるよう地域での生活を支援します。

②児童福祉、障害福祉、高齢者福祉サービス事業所としての利用者支援の充実

*支援を必要としている人が、必要なときに利用しやすい福祉サービスと質の向上を図ります。

第三章

計画の概要

第3章 計画の概要

1. 趣旨

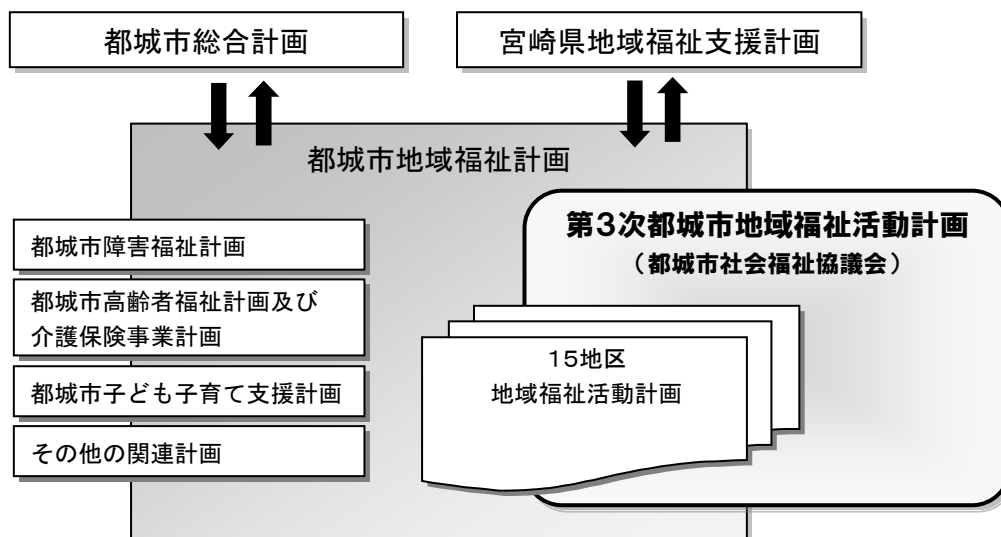
前回の第2次計画は、合併前の旧市11中学校区毎の組織や機能強化に取り組み、都城市では初めての地域福祉に関する行政計画であった「都城市地域福祉計画」を具体的に実践していくための計画でした。

今回策定した第3次計画も、第2次計画を引き継ぎつつ、合併後の15中学校区を圏域とした広域化による地域福祉課題の多種多様化への対応策を講ずるものです。少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの変容等を背景とした近年の地域福祉に関する施策や動向を踏まえ、住民主体の地域福祉活動を展開させていくために求められる具体的な活動指針となるものです。

2. 他計画との関係

本計画は、都城市地域福祉計画をはじめ、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関する都城市行政の関連分野別計画や宮崎県地域福祉支援計画などの各計画との連携・整合を図りながら取組を推進していきます。

【図1 第3次計画と他計画との関係】



3. 計画期間

第3次計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

【図2 地域福祉活動計画と地域福祉計画等の計画予定期間】

計画名／年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
第3次都城市地域福祉活動計画		→					
第2次都城市地域福祉計画	→						
第6期都城市高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画		→					
都城市子ども子育て支援計画	→						
第3期都城市障害福祉計画	→						
都城市総合計画後期基本計画	→						
第3期宮崎県地域福祉支援計画		→					

4. 計画の推進（行政との連携・協働）

地域福祉の積極的な推進を担うのは地域住民であり、自助・共助を基本として主体性を持たせるために、側面からの支援が必要です。本計画の推進にあたっては、都城市と都城市社協が連携・協働しながら計画を推進し、住民を支援していきます。

また、いわゆる縦割りの福祉制度や施策については、地域の観点から横断する（「横でつなぐ」、「横の連携をする」）ことに都城市と都城市社協が積極的に連携して取り組みます。

5. 進行管理

平成30年度及び計画の最終年度（平成32年度）に計画の取組状況の把握・点検を実施し、計画の適切な進行管理を行います。また、15地区の地域福祉活動計画については、15地区の地区社会福祉協議会を中心に取組状況の把握等を行います。

（具体的な取組）

- 行政計画である「第2次都城市地域福祉計画」と「第3次都城市地域福祉活動計画」を一体的に進行管理していく仕組みとして「都城市地域福祉推進会議（仮称）」を設置し、取組状況の把握・点検を行っていきます。

第四章

計画の内容

第4章 計画の内容

1. 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進主体として、社協が地域の皆さんや社会福祉に関係する皆さんに呼びかけて、都城市の福祉活動のビジョンやどんな活動をどのように進めていくのかという戦略やプランを作っていくものです。

地域福祉は、一言でいえば、地域で支える・地域をつくることです。住民も専門職も、みんなで共に創る福祉のことで、様々な制度の土台になるものです。まさに「みんなで織りなす」のが地域福祉です。専門職が、それぞれに一生懸命仕事をしても、連携できないと効果が発揮できないことがあります。また、つながりがなければ、地域で暮らしていても孤立してしまうかもしれません。

「地域福祉」という舞台は、実にさまざまな登場人物からなっています。

- 社会福祉施設…ノウハウや経験・人材や設備を活かし、地域福祉の向上をめざして地域における公益的な活動を一緒に考えましょう。
- 専門職の皆さん…一人ひとりが地域で暮らせる支援とともに、一人ひとりの背景にある地域の課題とそれを解決していくための方策を一緒に考えましょう。
- 学校（福祉教育）…学校と地域が連携して福祉教育を推進し、協力して子どもたちの共に生きる力、共感する力を高める方策を考えましょう。
- 民生委員・児童委員…実際に地域で起こる一人ひとりの困りごとを発見し、つなぐことができるのは民生委員の力。地域における問題解決の仕組みを一緒に考えましょう。
- 地域団体・まちづくりの皆さん…地域のつながりは、地域福祉の基盤。都城市の自主自立の良き伝統と福祉の接点を一緒に考えましょう。
- ボランティア団体…制度では手の届かない様々なニーズがあります。ボランティアの皆さんの役割と市民に活動を広げていく方策を一緒に考えましょう。
- 当事者組織…当事者の声・ニーズを発信し、専門職の視点だけではなく、当事者の視点から暮らしやすい地域を考えましょう。
- 行政…地域の皆さんの声を聞いて、必要な施策を一緒に考えましょう。

このように、地域福祉活動計画は、社協が中心になって地域福祉の登場人物の皆さんと共に、地域福祉の土台作りをしていくことです。

2. 地域福祉の目標（スローガン）

都城市の地域福祉をさらに推進するために、第3次計画が策定されました。

そこで、第3次計画を実践するにあたり、地域福祉の目標を以下のようなスローガンとして定め、あらゆる関係者や地域住民と共に取り組みます。

また、スローガンを具現化していくために「ひと」「まち」「仕組み」ごとの個別目標を定めます。

スローガン

みんなで育む やすらぐ未来！ 今つなげよう 地域の力！

個別目標

あらゆる市民が地域福祉に参加し関わりが持てるひとづくり

一人ひとり みんなが思いやりの心で支えあえるまちづくり

みんなと共に歩み育む地域福祉のしくみづくり

第3次計画の体系図

目標

スローガン

みんなで育む やすらぐ未来！
今つなげよう 地域の力！

個別目標

あらゆる市民が地域福祉に参加し
関わりが持てるひとづくり

一人ひとりが みんなが思いやり
の心で支えあえるまちづくり

みんながともに歩み育む
地域福祉のしくみづくり

行動宣言

- 1 「つながって 地域福祉」
- 2 「支えあって 地域福祉」
- 3 「同じ目線で 地域福祉」
- 4 「学びあって 地域福祉」
- 5 「境界を超えて 地域福祉」
- 6 「地域を契りどころに 地域福祉」
- 7 「みんなと共に 地域福祉」

計画内容

重点施策

1. コミュニティソーシャルワーカーの配置、コミュニティワーカーの育成
2. 医療との連携
3. 高齢者や障がい者の権利を擁護する(守る)人材の育成
4. 「映画福祉」による仲間づくり
5. 民生委員・児童委員の資質向上、福祉協力員等の人材育成、自治公民館との連携
6. 障がい者の余暇支援を支える居場所や人材づくり
7. 体験や心を育む福祉教育の推進
8. 若者を育てる場所づくり

実施計画

ひとづくり	1. 地域活動を支援できる市社協ボランティアセンターの機能強化 2. 地域活動活性化のための財源づくり、財源使用の見える化 3. 地区社協とまちづくり協議会の連携、共存、協働のまちづくり 4. 自治公民館での福祉活動の推進、機能強化 5. 地域における支えあいの場づくりや受け皿づくり、サロン活動の支援 6. 15地区社協のさらなる強化(組織、拠点、体制、財源) 7. 災害支援体制(組織、ボランティア、視点、ネットワーク)のさらなる構築
まちづくり	1. 地域で共に育む子育て・家族支援 2. 地域で創る地域の仕組み(地域包括ケアシステム) 3. みんなで創る地域の仕組みづくり(社会福祉施設・企業) 4. 地域貢献による新たな仕組みづくり(社会福祉施設・企業) 5. 制度外の問題に対応できるシステムづくり(総合相談・権利擁護・ネットワーク) 6. 困っている人を支える地域における支援体制の構築 7. ふくしと教育の連携(学校・地域・ボランティアセンター)
仕組みづくり	1. 生きる力を支える仕組みの構築～生活困窮者の自立支援～ 2. 地域で共に育む子育て・家族支援 3. みんなで創る地域の仕組み(地域包括ケアシステム) 4. 地域貢献による新たな仕組みづくり(社会福祉施設・企業) 5. 制度外の問題に対応できるシステムづくり(総合相談・権利擁護・ネットワーク) 6. 困っている人を支える地域における支援体制の構築 7. ふくしと教育の連携(学校・地域・ボランティアセンター)

各課の推進項目

総務部門	地域福祉部門	相談支援部門	在宅福祉部門	その他
<ul style="list-style-type: none"> 人事管理 理事会評議員会 定款規程 実習受入 共同募金 表彰 管理業務 広報 福祉セカ-建て替え 善意銀行 普恵銀行 子育て応援女性事業 支所経営 指定管理業務 業務の効率化 基金活用 	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協の充実強化 ボランティアセカ- NPO等中間支援業務 福祉教育の推進 災害救援ボランティアセンター 社会相談体制 社会福祉施設等連絡会 専門職の養成 情報化の推進 アミー、ホ-ト、セカ- 認知症地域支援事業 軽度生活援助事業 さわやかケア 団体支援 	<ul style="list-style-type: none"> 都城市障害者生活支援センター 障害者虐待防止セカ- 重度身体障害者等移動支援事業 福祉有償運送サービスネット事務所 日常生活自立支援事業 福祉後見活動 総合相談事業 生活困窮者自立支援事業 生活福祉資金 有償ボランティア たすけあい資金 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業 訪問介護事業 通所介護事業 障害福祉サービス事業 生きがい活動支援通所事業 元気な高齢者健康増進事業 地域生活移動支援事業 地域の資質向上、社会資源の活用 食の自立支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 【点字図書館】 図書貸出、点訳、音訳、各種デジタル、ボランティア、中途視覚障がい者への対応、ロービジョンへの対応、当事者団体、施設啓発 【地域包括支援センター】 地域包括ケアの構築、職員の高質向上、社会資源の活用 【保育部門】 保育力の向上、人材育成、地域への発信力

「プラットフォーム」、横断的事例検討会、職員会議、職員研修会

推進体制

進行管理

「都城市地域福祉推進会議」行政計画と活動計画を一体的に進行管理する仕組み

他計画との関係

- 行政計画
- 地区計画
- 市総合計画
- 県支援計画

計画の意義

- 民間計画
- 実行性のある計画
- 公民協働(パートナーシップ)
- ボトムアップ

計画期間

平成28年度～32年度

社協の運営方針

- ◆経営理念
 - みんなで参加・協働する地域社会の実現
 - やさしさあふれる寄り添い型の地域福祉サービスの実現
 - こころな地域課題に向き合う総合相談・生活支援体制の強化、確立
 - じょうずな連携・協働で取り組む地域福祉ニーズに対するたゆみない挑戦

3. 地域福祉の行動宣言

策定委員会や専門部会で議論されたなかには、「制度外への対応」や「壁を超えた支援」、「社会が包み込む」といった地域福祉に関する大切なキーワードが多く出されました。そこで、各場面で語られたキーワードを「地域福祉のイメージ」としてまとめました。

さらに、そこから大事なエッセンスを抜き出し、「地域福祉の行動宣言」としてまとめました。

行動宣言1 「つながって 地域福祉」

人は、社会関係の中で暮らしています。ただ単に地域で暮らすだけでは孤独になり孤立してしまいます。人と人はつながって暮らすことによって豊かになれます。

私たちは、人とつながって地域福祉をすすめます。

社協は、人と人をつなぐコーディネートに努めます。人と人をつなぎ、スクラムを組み、一丸となって、全員参加の地域福祉をめざします。

行動宣言2 「支えあって 地域福祉」

人は、誰もが差別や偏見なく、地域社会から排除されることなく、温かく包み込まれる地域のなかで暮らしたいと思っています。そのためには人に寄り添い、思いやりを持って、お互いに支えあう気持ちが大切です。

私たちは、支えあって地域福祉をすすめます。

社協は、人を支え、人を支える支え手を支え、すべての人が包摂され支えあう仕組みをつくりまします。

行動宣言3 「同じ目線で 地域福祉」

人は、人とつながり支えあうとき、上下関係や支え・支えられる関係ではなく、対等な関係を保ちます。対等な関係ができたときに、気持ちや本音が伝わり、個人と地域、サービスの受け手と担い手、住民と専門職の関係性が成り立ちます。

私たちは、同じ目線で地域福祉をすすめます。

社協は、あらゆる事物において中立公平に、あらゆる人々と共に手を携えて、地域福祉をすすめます。

行動宣言4 「学びあって 地域福祉」

人は、地域社会で起こる出来事や人の言動から、驚き、感心、哀しみ、喜び、怒り、笑いなど自分との違いを感じます。違いを知るところには学びあいが存在します。

私たちは、学びあって地域福祉を推進します。

社協は、支えあい助けあいの営みの中にある学びの機会を大事にします。

行動宣言5 「境界を超えて 地域福祉」

人は、限界があります。行政施策や制度・福祉サービスにも対応の限界があります。財源やマンパワーにも限度があります。

私たちは、縦割りの壁を超え、境界をのり超えて地域福祉をすすめます。

社協は、対象を限定したり、制度内だけに限らない制度外の対応をめざして地域福祉を推進します。

行動宣言6 「地域を拠りどころに 地域福祉」

人は、誰もがみな地域に身を置いて暮らしています。施設や病院やそれぞれの生活の場も必ず地域の中にあります。地域は人が集まり、語らい、ふれあい、助けあい、安心安全を創り出す空間です。

私たちは、地域を拠りどころに地域福祉をすすめます。

社協は、身近な地域でいつまでも住み続けられる、福祉コミュニティづくりをすすめます。

行動宣言7 「みんなと共に 地域福祉」

人は、先祖をさかのぼっていくと同じ祖先に突き当たります。つまり、地域で生活する人々は根っこで繋がっています。

私たちは、みんなと共に地域福祉をすすめます。

社協は、みんなと共に地域福祉をすすめます。

【図3 地域福祉のイメージ】

パートナーシップ	総出(三層で)	働きかける	テンポを合わせる	「ひと」と「ひと」	
はぐくむ	希望	チーム(ワーク・プレー)	つなぐ	人・人・人 人に尽きる	育ちあう
安心安全	タッグ	コーディネート	壁をこえる	人が集まる	
同じ目線に立つ	対象を限定しない	気持ち(本音や背景)をくみとる			
組む!	制度外	連携	包摂・包括	見守り	
地域を拠りどころに	学ぶ	知る	つつみ込む		
境界をこえる	人材育成	支え手を支える	創り出す		
支える	スクラム	関係性	コーディネーター	地域生活支援	
しかける	共に育つ	学習する	ソーシャルインクルージョン	一丸となる	
想像を創造する	“見える”	育てる	福祉コミュニティ	市民全員参加	

4. 地域福祉の重点施策

〔総論〕

第3次計画の策定にあたっては、第2次計画の成果や持ち越し課題を検証し、未達成項目については第3次計画に引き継ぎました。

また、地区計画の進捗状況を確認し、地区ごとの課題を把握した上で、地区計画を支援する内容を盛り込んでいます。

さらに、第2次行政計画は計画期間の中間時期にあるため、行政計画の体系にあわせた重点施策の体系としています。

＜活動計画＞

＜行政計画＞

- | | | |
|---------|---|----------------------|
| ○ひとづくり | = | 福祉で『豊かな人と心を』みんなでつくる |
| ○まちづくり | = | 福祉で『まちの仕組みを』みんなでつくる |
| ○仕組みづくり | = | 福祉で『人を活かす環境を』みんなでつくる |

〔各論〕

【重点施策①】ひとづくり

「あらゆる市民が地域福祉に参加し関わりが持てるひとづくり」

地域における課題は、長期にわたるひきこもりやごみ屋敷の問題等、複雑多岐にわたります。一関係機関のみで解決できるものではなく、専門職と地域住民と共に、解決に向けて協働で取り組んでいく必要があります。地域の課題に気づき、つないでいくことができる地域住民を育成していくことも課題であり、「あらゆる市民が地域福祉に参加し関わりが持てるひとづくり」をめざしていきます。

【重点施策②】まちづくり

「一人ひとり みんなが思いやりの心で支えあえるまちづくり」

都城市総合計画の基本方針として「思いやりのやさしい気持ちが支える健やかなまちづくり」が掲げられています。市民も日常の活動の中で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを願い、さまざまな取組を進めています。これからも地域住民の福祉意識の高揚を図り、市民一人ひとりの考える理想に近づけられるように心と心をつなぎ、みんなで支えあえる地域づくり『思いやりの心で支えあえるまちづくり』を目指していきます。

【重点施策③】 仕組みづくり

「みんながともに歩み育む地域福祉の仕組みづくり」

目まぐるしく進歩した科学の発展は便利な世の中となった一方、関係性の希薄化や孤立・孤独を生み出し“つながり”が弱い社会を生み出しつつあります。また、社会情勢の変動により、年収200万円以下の世帯の増加やひとり親世帯の子育てが新たな福祉課題として表面化してきました。

このような課題を解決するためには、つながりがある今のうちに相互の関係を再構築し、困っている人を支えるための社会資源の開発や、課題の解決に向けたネットワークを構築する仕組みを地域内で共有することが必要です。

そのためには、これから（今後）の地域の変化（2025年問題等）をイメージし、時間軸を捉えながら「みんながともに歩み育む地域福祉の仕組みづくり」を推進していきます。

【重点施策①】ひとつづくり

「あらゆる市民が地域福祉に参加し関わりが持てるひとつづくり」

＜実施計画＞

1. コミュニティソーシャルワーカーの配置、コミュニティワーカーの育成

地域福祉を推進する専門職として「コミュニティソーシャルワーカー¹（以下CSW）」を配置する自治体や機関が増えています。また、CSWと共に地域側で働く福祉協力員や地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターなどの「コミュニティワーカー（以下CW）」の養成も盛んに行われています。

現在、都城市ではCSWの制度化、配置はなされていません。主に都城市社協において地域福祉担当職員が複数の地区を担当し地域福祉を推進していますが、地域の生活課題等の相談体制に応じて十分に動ける体制にはなっていません。そこで、地域福祉圏域である「15地区社協」に15名のCSWを配置します。

また、宮崎県社会福祉協議会が「宮崎県地域福祉支援計画」に基づいて養成している「地域福祉コーディネーター」の活躍の場が模索されています。各地区で独自に取り組んでいる福祉協力員等の制度も確立されていません。改正介護保険法に位置付けられた「生活支援コーディネーター」も養成がすすみます。

個別の課題を地域の課題として解決するために支援する、そして、地域で展開できる仕組みを作るために、地域と向き合うCSWを養成・配置するとともに、地域で活動展開できるCW（地域住民側）の育成・協働をすすめます。

◇15中学校区へのCSW配置

◇15中学校区へのCWの育成

2. 医療との連携

高齢者や障がい者が住み慣れた地域での生活を継続していくには、自分が住む地域の在宅福祉サービスが充実するとともに、医療機関との往還や連続的な関わり、医療と福祉・介護の連携が必要となります。

医療においては、医師、保健師、看護師等をはじめとする様々な医療専門職がありますが、福祉専門職が連携を取りやすいのが「地域連携室」や「メディカルソーシャルワーカー²」であり、これらの職種とも顔の見えるネットワークを構築していく必要があります。

¹ 「コミュニティソーシャルワーカー」とは、個別の課題に対応する中で見えてくる地域の課題を把握し、地域住民とともに解決に向けて活動する福祉専門職のことです。すなわち、地域住民による地域力を背景に、制度の狭間の課題も含め、個別支援と地域の社会資源をつなぎ、地域特性に応じてサービスの開発や地域支援を行うコーディネーターのこと。

² 「メディカルソーシャルワーカー」は、保健医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う相談員のこと。（公益社団法人日本医療社会福祉協会ホームページより引用）

地域包括支援センター等が中心になって取り組む「地域包括ケア」や、障害者自立支援協議会³においても、医療専門職との連携は重点課題となっています。

長寿化による平均寿命の伸長、認知症やターミナルケア、精神疾患など、医療と福祉・介護の連携は今後もますます求められます。相互学習の場づくりや医療専門職との定期的なネットワークの場づくりをすすめます。

◇医療と福祉・介護の相互学習の場づくり

◇医療と福祉・介護の定期的なネットワークの場づくり

3. 高齢者や障がい者の権利を擁護する（守る）人材の育成

悪質商法の被害や、財産や人権を侵害された事件が後を絶ちません。そのような、判断力の低下した高齢者や障がい者の権利を守る制度として第二種社会福祉事業である「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」や、民法による「成年後見制度⁴」があります。

都城市社協では、日常生活自立支援事業を実施していますが、利用者数の増加に伴い生活支援員や専門員の不足が課題となっています。また、法人として成年後見人の業務を担う「法人後見」も実施していますが、市長申立ての伸びに応じた受任体制が十分ではありません。

そこで、切れ目のない継続した支援を実施していくため「都城市権利擁護センター（仮称）」を設置し、権利擁護の多層的な支援をめざします。

具体的には、ボランティアな形で活動する新たな担い手として市民後見人を養成することや、地域福祉コーディネーター⁵や施設職員を権利擁護の担い手として活用することです。

◇日常生活自立支援事業（あんしんサポート）生活支援員の拡充

◇都城市権利擁護センター（仮称）の設置

◇市民後見人の養成

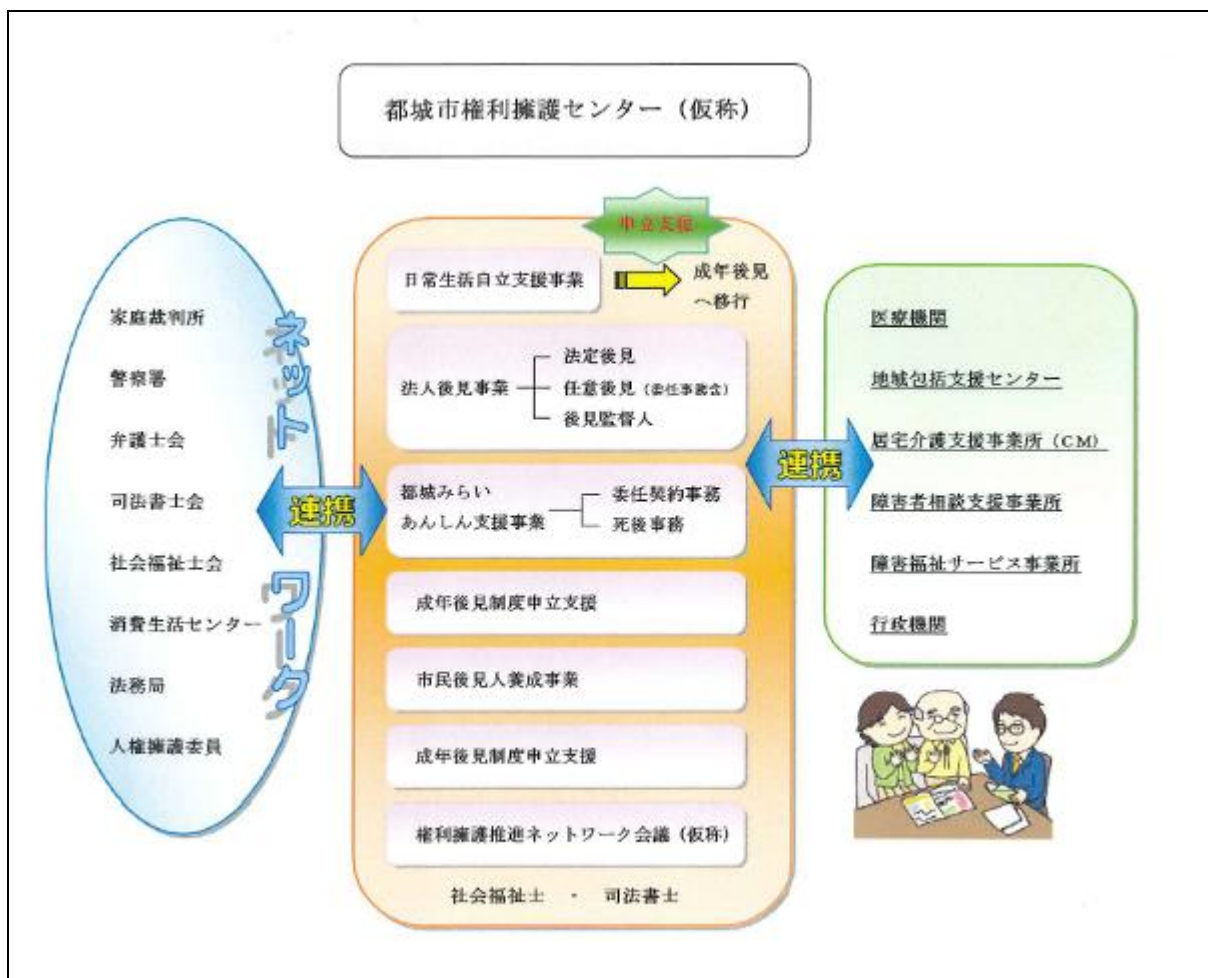
◇地域福祉コーディネーターや施設職員等の専門職の活用

³ 「都城市障害者自立支援協議会」は、障がい者一人ひとりが地域で安心して生活を送るために、必要なサービスやネットワークの確立に向けて設置された協議会（話し合いの場）です。誰もが住みよいまちづくりを目指し、障がい者の生活上の課題やニーズについて、市民とともに考え活動しています。

⁴ 「成年後見制度」とは、家庭裁判所より選任された成年後見人等が、判断力の低下した高齢者や障がい者の権利を守るために、財産管理や身上監護（身の上に関する支援）を行う制度です。後見類型として補助・保佐・後見の3類型があります。

⁵ 「地域福祉コーディネーター」は、平成19年度より「宮崎県地域福祉支援計画」に基づき、地域福祉を支える人材として養成がスタート。「知る」「気づく」「つなぐ」「働きかける」「動かす・組む」「つくる」という6つのキーワードに基づいた手法で、地域福祉を実践していくもので、行政職員を始め、社会福祉協議会職員、社会福祉施設等職員、地域包括支援センター職員等508名が養成研修を終了しています。

【図4 都城市権利擁護センター（仮称）】



4. 「映画福祉」による仲間づくり

映画の魅力は、日常の中に非日常があることです。映画の作品にもよりますが、作品の世界を通じて共感を求めたり福祉観を共有したりすることができます。

映画上映会などのイベントを作り上げていくプロセスにおいては、様々な人や団体、機関等との関わりが期待されます。

例えば、これまで都城市で取り組んできた「手作り映画上映会」では、映画を鑑賞すること自体を目的とせず、企画運営、チケット販売やPR活動等を通して、関係者があらゆる知恵を絞り、新たな人脈を開拓していきました。まさに、より良い「手作り映画上映会」を目指して取り組む真剣な姿勢と行動や、そこで得られる交流経験そのものが、これまで接点のなかった人や団体を知り、お互いの関係性を深めることや地域が抱える問題を共に考える機会の創出につながったと考えられます。

これら一連のプロセスは、地域福祉活動を推進していくのに必要な人材育成のプロセスであり、「映画」の上映会が創り出す「福祉」の人づくりの取組です。

つまり「映画福祉」とは、映画を通じて幸福追求を図る、映画を使って福祉の輪を広げる、映画を通して地域福祉の仲間づくりをすすめる実践概念です。

映画上映会等のイベントでの作り上げていくプロセスにおいて、地域内の人や団体等とのつながりの再発見や再強化、異なる世代間との交流体験等を通じて、これからの福祉のまちづくりに必要な人づくりに取り組んでいきます。

◇「映画」の上映会が、創り出す「福祉」の人づくり～「映画福祉」～

◇イベント等を通じて創り出す新たなネットワークの体制

5. 民生委員・児童委員の資質向上、福祉協力員等の人材育成、自治公民館との連携

地域福祉を推進するにあたって、民生委員・児童委員、福祉協力員、自治公民館長は地域の要（かなめ）です。

民生委員・児童委員は、社会福祉の精神をもって常に住民の立場に立ち必要な相談援助を行っています。その活動範囲は、ひとり暮らし高齢者の友愛訪問、子育てサロンの支援、児童生徒の交通安全見守り、行政等とのパイプ役、地域や学校行事への参画等多岐に渡ります。加えて、近年は相談内容が複雑多様化しています。このように、民生委員・児童委員活動を行うにあたっては、資質向上のための研修は欠かせません。

福祉協力員は、社協が独自に配置する民間の協力者で、任意の制度です。地域において福祉活動を行う実戦部隊であり、時には民生委員・児童委員活動を補完する役割を担います。なかには民生委員・児童委員への就任につながる場合もあります。

自治公民館長は、ごみ等の環境対策や防犯、防災、交通安全等多くの地域課題を抱えていますが、近年は少子高齢化や過疎化、単身世帯の増加、公民館未加入問題などにより福祉課題が優先課題となっている地域も多くなってきています。

このように、地域福祉の要（かなめ）である人材の育成と、地域での有機的連携をすすめます。

◇民生委員・児童委員の資質向上のための研修の開催

◇福祉協力員制度の充実・強化

◇自治公民館における地域福祉の充実・強化

6. 障がい者の余暇支援を支える居場所や人材づくり

障がい者の地域生活を支える、就労系や生活介護等の事業所は充実しつつありますが、週末を安心して過ごせる場所（サロンや生涯学習の場等）が欲しいというニーズが高まっています。

地域で生活している障がい者が、自分の住む身近な地域での活動に参加できるような環境を整えていくことが求められます。併せて、障がい者を支援する地域住民の協力が become なるため、地域住民に向けた学習会を実施し、地域住民への周知・啓発をすすめます。

また、365日開放されている（商業）施設や、週末休館している高齢者の通所施設、高齢者サロンを実施している自治公民館等の協力体制も検討し、「場」や「人」を開拓していきます。

◇障がいに関する学習会

- ◇地域住民に向けての広報・啓発
- ◇地域の障がい者を支える住民の育成
- ◇障がい者が集える場所（サロン等）の設置、開拓

7. 体験や心を育む福祉教育の推進

教育は「生きる力」をはぐくみ、福祉は「助けあう力」を養うことをめざしています。福祉教育は、学校や地域での福祉体験を通して、自らが地域の課題に気づき、その課題解決に向けて実践していく活動です。学校教育のひとつに福祉教育があり、「体験」と「心を育む」福祉教育の重要性は、ますます増してきています。

しかし、最近の児童生徒を取り巻く環境は、ひとり親世帯や核家族化等の進行により、地域社会における人間関係が希薄になっています。その一方で、ラインやフェイスブックといったSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に代表されるインターネットでのつながりは、顕著になってきています。

現在、学校での福祉教育としては「盲導犬に関する学習」や「車いす」「アイマスク」「点字・手話」等の体験学習が実施されていますが、単なる体験で終わるのではなく、小学校、中学校、高校と児童生徒の成長に合わせて、段階的に経験に応じてステップアップしていくような体系化が望まれます。

また、このようなプログラムを映像化し、教材として活用していくことも期待されます。

当の子どものみならず、地域の子ども会、PTA等の活動を通して、地域社会と関わる接点をもった保護者がその経験を活かし、地域の育成活動で活躍する場面を用意していくなどのアプローチが望まれます。

- ◇学校・地域・地域の福祉施設・保護者が一体となった福祉教育プログラムの実践
- ◇年齢や段階に応じた「体験学習」の体系化
- ◇体験学習のプログラムを映像化、教材化
- ◇「保護者世代」への働きかけ

8. 若者を育てる場所づくり

若者を取り巻く課題が顕著になっています。

80代の親世代が50代の子ども世代を支えている「8050問題」。50代の子ども世代が失業や離婚等の理由により引きこもりになり、親世代からの経済的支援に頼らざるを得ないという現象です。

ニートや引きこもり対策として「子ども・若者育成支援推進法」も成立しました。地域若者サポートステーションの設置や若者自立塾なども施策化されました。

ひきこもり支援に関しては、現在「ひきこもりの子供を持つ親の会」が定期的な研修会や保護者間での情報交換を実施されています。

児童相談所では、不登校児童に対してお兄さんやお姉さんのように接して支援をしてくれる若者を育成する「メンタル・フレンド」という事業を実施していました。こ

のようなメンタル・フレンドのようなボランティアを各地域でも育成していく取組（「地域若者サポーター」仮称）の育成も必要とされています。

さらに、若者が地域の上下関係・横の関係を通して成長する機会が減っています。古くからのしきたりや祭り、伝統行事や伝承活動等を通じて、地域の中で若者が育つ機会をつくる必要があります。

- ◇「ひきこもりの子供を持つ親の会」の情報交換
- ◇ひきこもり当事者の実態把握
- ◇地域の若者の活動を育成・支援する「地域若者サポーター（仮称）」の育成
- ◇若者サポートステーションとの連携
- ◇青年団、壮年団、女性部活動の復権

9. 介護等のケアに従事する人材育成

介護保険分野や障害福祉サービス分野においては、サービス供給主体は充実してきたものの、介護職員等直接ケアに従事する人材の確保が困難になりつつあります。他方では、専門職による直接ケアだけでなく、身近な地域で地域住民主体による住民参加型在宅福祉サービス⁶ や有償ボランティア⁷ による生活支援サービス⁸も提供されています。

このように、生活支援サービスは、制度で支え切れない介護等のケアを補ったり、ちょっとしたゴミ出しなどの生活支援を行ったりする助けあい活動であり、地域が「住民主体」で、ときには要支援者も「担い手」となり、みんなで支えあう「地域づくり」の側面が期待されています。介護保険制度における予防給付が地域支援事業に移行することも、このような期待が込められた制度改正とも言えます。

そこで、専門職のみならず、地域住民による介護等のケアに従事する人材の育成に努めます。

そのために、社会福祉施設等が持ち得るノウハウや専門性を人材育成に活かすことが期待されます。そのことが、地域に開かれた拠点となり、地域住民がボランティア等として施設に足を運ぶ機会にもつながります。

- ◇介護等のケアに従事する人材育成
- ◇社会福祉施設の機能や専門性の活用

⁶ 「住民参加型在宅福祉サービス」とは、その名のとおり「住民」たちが「参加」して、地域で援助を必要とする人に対して「在宅福祉サービス」を行う地域福祉活動のことである。

⁷ 「有償ボランティア」とは、ボランティア活動に対価が伴うもののこと。

⁸ 「生活支援サービス」とは、市民の主体性に基づき運営される、地域の要援助者の個別の生活ニーズに応える仕組み。公的サービスに比べ柔軟な基準・方法で運用されるが、一方、他の市民の地域福祉活動に比べ、個別支援を安定的・継続的に行うためよりシステム化されたものとなっている。

【重点施策②】まちづくり

「一人ひとり みんなが思いやりの心で支えあえるまちづくり」

＜実施計画＞

1. 地域活動を支援できる市社協ボランティアセンターの機能強化

1996（平成8）年から、都城市ボランティアセンターを設置するなど、ボランティア活動の支援や人材育成、学習会などを行ってきました。地域の活性化にはボランティア活動はなくてはならないものですが、現在では、これまで活動されてきた方の高齢化が進み、活動は続けたいけど、役員はできないといったことで組織運営が難しい団体もあります。

また、団塊世代でリタイヤされた方が活動へのきっかけがつかめないなどのさまざまな課題が山積してきました。万が一に備えるため、災害時等にも迅速に対応できる支援体制を日ごろから整備していく必要もあります。その活動を拡充していくためには、「都城市ボランティア・福祉共育おうえんセンター」と地区社協のボランティアが課題を共有し、連携し、地域活動を支援できるボランティアコーディネーターを15地区に配置して、地域住民が利用しやすい拠点の整備を図り、多くの地域住民がボランティア活動に参画できる環境や機会づくりを目指します。

- ◇市民が利用しやすい拠点整備・確保（生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーターの配置）
- ◇福祉教育（共育）の推進（学校との連携、協働）（市民、行政、企業、団体での連携、協働）
- ◇ボランティア活動の推進・振興（ボランティア運営委員会の設置）
- ◇民間非営利団体（NPO）等の中間支援（ボランティア、市民活動の基盤整備）

2. 地域活動活性化のための財源づくり、財源使途の見える化

地域には様々な課題があります。その課題解決には「財源」も必要です。

現在、地域福祉活動における財源は、主に行政からの補助金、共同募金助成金、社協会費、善意銀行等で成り立っており、いずれも重要な財源になっています。

しかし、昨今の福祉課題の増大に比例して、補助金や助成金等のみで活動するには限界がありますし、募金や寄附等に対する住民の理解や意識の変化、人口減少などの社会的変化等もあり、地域福祉活動を推進していくために必要な財源確保に支障をきたす恐れがあります。

今後は、さらに地域福祉活動の充実を図っていくために、安定した財源確保や新たな財源づくりが重要であり、そのために必要な新たなファンドレイジング⁹の手法等を

⁹ 「ファンドレイジング」とは、一般的に、民間非営利団体の事業収入、寄付金、助成金、会費、補助金などの財源獲得の手段の総称を指します。

研究し、それらの手法を実践していくことが必要です。

併せて、地域で集めた財源を地域に還元する循環サイクルをシステム化するとともに、活動の充実を図ることで効果を上手に情報発信し、広報啓発も積極的に取り組んでいきます。

- ◇地域で集めた資金を地域で循環させるシステムの確立と“見える化”
- ◇パンフレット、情報誌の発行、インターネット（IT）等を活用した情報提供、広報啓発の充実
- ◇企業からの支援の促進
- ◇募金等について理解を深めるための学習会の実施
- ◇地域福祉の推進におけるファンドレイジングの研究と実践
- ◇新たな財源づくり（地区社協版“ふるさと納税”、還元できる財源づくり）

3. 地区社協とまちづくり協議会の連携、共存、協働のまちづくり

地区社協は、身近な福祉を住民の手で進められるように現在15地区で設置され地域福祉推進活動を展開しています。

また、まちづくり協議会も公民協働や地域内分権を掲げ現在、15地区設置に向けて体制を整備しています。双方は趣旨や主体の違いはあるものの内容が相互に関連しているところも多く、地域の将来像や課題を地域で考え、行動し、解決できる環境づくりを目指すといったベクトルは同じであると言えます。

今後は、地区社協の持つ独自性や福祉分野における課題解決の場として本来的役割を堅持し、専門性、財源の性質等を考慮しながら、まちづくり協議会と共存（一部併存）したまちづくりを目指していきます。

- ◇協働事業の開発（相談事業、見守り活動、広報活動、環境活動、地域交流、町おこし・・・）
- ◇サポーター的人材の発掘（民生委員、自治公民館長の経験者等の再活用）
- ◇人口が増加する取組活動のサポート（縁結び、魅力ある情報の発信、U・J・Iターンの促進、空き家の活用）
- ◇移動支援の確保・交通安全意識の高揚（住民の福祉ニーズに柔軟に対応した移動手段の検討や提言）

4. 自治公民館での福祉活動の推進、機能強化

高齢化や地域社会の急激な変化が自治公民館を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしています。都城市は昔から人と人とのつながりが強い地域性ではありますが、現在では社会的に孤立している人の増加などで住民同士のつながりが弱体化しつつあります。自治公民館ではごみ環境対策・防犯対策・交通安全対策から未加入者対策などさまざまな地域課題を抱えており、福祉課題対策も大きくなっています。

一方、ふれあいいいききサロン活動や見守りネットワーク活動、健康づくり活動を定期的に取り組んでいる自治公民館も増加しつつあります。これから多様化する福祉

課題を住民一人ひとり自らが考え、ふれあいいきいきサロン活動や見守りネットワーク活動などの相互支援活動に積極的に関わりながら解決できるように取り組んで行くことが大切になってきます。

今後は、自治公民館において福祉の機能を担う部門や福祉活動をコーディネートできる人材を配置するなど、地域の実情に応じながら地区社協、まちづくり協議会、ボランティア等が連携して具体的な活動を通じて課題解決が図れるまちづくりを目指していきます。

- ◇自治公民館で福祉活動をコーディネートできる人材の配置や育成（303自治公民館に福祉担当者の設置、地域リーダーやコーディネーターの育成）
- ◇住民主体で取り組める活動のサポート（ふれあいいきいきサロン活動、介護予防教室、見守りネットワーク、健康づくり教室等）
- ◇自治公民館への加入促進

5. 地域における支えあいの場づくりや受け皿づくり、サロン活動の支援

介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業¹⁰への移行が本格化し、今後の介護予防は、機能訓練など高齢者のアプローチにとどまらず、高齢者等自らが住みよい環境をつくる地域づくりのアプローチが求められています。

要支援の認定を受けた訪問介護と通所介護が地域支援事業へ組み込まれ、既存のサービスに加えふれあいいきいきサロンなどの住民ボランティア等による多様なサービスが盛り込まれるようになります。これらについては、高齢者のそれぞれの健康状態やライフステージにあった総合的な事業が実施できるように、ふれあいいきいきサロンや見守り支援のような地域における支えあいの場や受け皿づくりが必要になってきます。

今後、自治公民館やまちづくり協議会、地区社協、ボランティア団体、関係機関等のあらゆる分野と連携、協働し小地域で活動が取り組めるように支援していきます。

- ◇生活支援コーディネーター等の人材育成
- ◇ふれあいいきいきサロン活動の推進と拡充
- ◇プログラムやメニューの開発
(介護予防活動の取組、認知症地域支援体制の構築など)

6. 15地区社協のさらなる強化(組織、拠点、体制、財源)

地区社協は都城市地域福祉計画に位置付けられた地域福祉の自治的組織です。これまで福祉に関する相談窓口体制を確立して、小地域福祉の推進、福祉課題の解決のために様々な実践活動を行ってきました。最近では、住民だけでは解決できない課題も

¹⁰ 「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、市町村の主体性を重視し、介護保険法に定める地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができるもの。介護保険法の改正により平成27年4月1日から導入された。

多く、また組織体制についても担い手不足や関係機関との連携方法、財源確保など組織のみでは解決できない課題も多様化してきました。

今後は、15地区社協の組織、拠点、体制、財源のさらなる強化を目指します。

◇身近に相談できる拠点を確保し、地域住民が気軽に利用できる体制の構築

◇地区ボランティアセンターの拠点づくり、地域住民がボランティア活動に参画できる環境や機会づくり（人材育成、知恵を貸してくれるようなサポーター的な人材の発掘など）

7. 災害支援体制（組織、ボランティア、拠点、ネットワーク）のさらなる構築

台風等による風水害や地震、噴火などの災害が発生した場合、被災地では災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、ボランティア活動が果たす大きな役割の一つになっています。都城でも2011（平成23）年に霧島連山新燃岳の噴火により降灰の被害を受けました。都城市社協は災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災地の支援ニーズの把握、整理を行い、ボランティアの受入れや調整、マッチング活動を行った経験があります。そこでの課題として、日頃からのネットワークや近隣とのつながりの重要性を改めて感じさせられました。

今後は、まちづくりにおいてさまざまな活動を行っていく中で“災害”を住民活動の一つのキーワードとしてボランティアの育成や支援体制づくりを目指していきます。

◇災害ボランティアリーダーの育成

◇様々なエリア、災害を想定した訓練の実施

（市・地区エリア、台風、地震、噴火、津波等）

◇災害ボランティア連絡協議会（仮）の設置

（専門職との連携、行政との連携、情報交換）

◇広域での情報交換と連携、後方支援体制の充実

【重点施策③】 仕組みづくり

「みんなと共に歩み育む地域福祉の仕組みづくり」

＜実施計画＞

1. 生きる力を支える仕組みの構築 ～生活困窮者の自立支援～

2015（平成27）年4月より施行された「生活困窮者¹¹ 自立支援法」では、生活保護に至る前の段階で自立を図るために就労支援等を展開することになっています。

自立相談支援事業を受託している都城市社協では、個別の相談援助を通じ、生活困窮者の自尊感情の回復をはかりながら、地域社会のなかでのつながり（結び付き）の再構築と安定した就労による自立を目指すための支援を展開していきます。

また、困窮状態に至る要因としては、病気や障がい、離職や借金などが考えられ、このような問題を誰にも相談できず抱え込んでしまい、結果、自らの命を絶ってしまう自死問題や保護者が抱える生活課題によって起こり得るネグレクトや虐待など子どもの貧困に目を向ける必要があります。

生活しづらさにおいては様々な理由・背景が伺えることから、行政やハローワーク、社会福祉施設などの専門機関をはじめ、自治公民館や民生委員・児童委員、地元企業などのインフォーマル資源と連携を強化し、地域の実情を踏まえながら必要な社会資源を開発・開拓し、その人（世帯）にあった自立を目指し“生きる力を支える仕組み”の構築に向けた取組を展開していきます。

◇任意事業への取組（家計相談支援・就労準備支援）

◇フードバンク¹² の推進（寄付へ賛同いただける企業を増やす）

◇支援員の資質向上（研修会をはじめとする自己研鑽の場）

◇組織内の横断的連携（生活福祉資金事業や地区社協事業・ボランティアセンター・地域包括・障害福祉・児童福祉分野との連携）

◇子どもの貧困に対する施策の推進（学習支援事業「学びの部屋」、みんなの食堂）

2. 地域でともに育む子育て・家族支援

少子高齢化の波は保育園や学校の閉校・統廃合など、地域のコミュニティに大きな影響を与えます。子どもが少ない状況にあるからこそ、将来を担う次世代を地域全体で見守り支えることが必要です。時として子育てに関する課題や問題については、保護者自身が抱え込んでしまいSOSを発信しづらい一面も見られます。

このことから、保護者が抱える悩みや生活課題を一緒に考え、一人で悩まない・抱

¹¹ 「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

¹² 「フードバンク」とは、十分に安全に食べられるのに、箱が壊れたり、印字が薄くなったりして、販売できない食品を企業から寄贈してもらい、必要としている施設や団体に無償で提供する活動である。（NPO法人フードバンク山梨ホームページより引用）

え込まない環境をつくり出すことが必要です。子育て支援は、家族支援であり、その家族支援が地域のつながりやふれあいの再構築に結び付くことを考えると、子育て世帯に関わるなかで中長期的なビジョンによる支援の仕組みをつくりあげなければなりません。

また、昨今では“子どもの貧困”がクローズアップされ、実に6人に1人の子どもが貧困状態にあるとの統計が報告されています。子どもにとって大きな転換期となる進学や思春期における心理的サポートについては、分野を超えた連携を推進する必要があり、そのために相談援助機能の強化や保護者がSOSを発信しやすいネットワークの整備を進めるなど、子ども・家族を支える社会資源の開発に努め子育てしやすい地域社会の実現を目指します。

あわせて、家庭の環境や子どもが抱える悩みや問題について子ども自身が気軽に相談できる窓口や仕組みを考える必要があり、ニーズキャッチの仕組みのなかで関係機関との連携により子どもの貧困について正面から向き合うよう取り組んでいきます。

- ◇気になる世帯への訪問活動（アウトリーチ）による相談支援（学校訪問活動、実態把握）
- ◇地域の中で子育て支援拠点（保育園や公共の施設機能）の強化
- ◇専門機関のネットワーク機能の再強化（学校・保育園等との連携強化シタテ・ヨコ・ナナメのつながりを構築）
- ◇子ども支援・子どもの貧困対策の資源開発（中学校単位による学習支援・学習支援、ボランティアの確保、子どもカフェ、子ども食堂など）
- ◇基金の活用（ひとり親世帯や困窮世帯への奨学金制度等）
- ◇子どもの貧困対策ネットワークの組織化
- ◇子ども応援コール（仮称）＝子どもが相談できる体制づくり

3. みんなで創る地域の仕組み（地域包括ケアシステム）

地域包括ケアシステム¹³の考えは、介護保険を利用する高齢者のみに限られたものではなく、子どもや障がいのある方を含む“地域の全ての住民にとって必要なシステム”です。地域包括ケアシステムとは、制度で解決できない狭間の問題についても知らんぷり社会ではなく寄り添い型社会で対応できる仕組みづくりについて考えることにほかなりません。

地域の実情や課題に目を向けることは、単に高齢化率や出生率といった数字だけで議論する問題ではなく、通いなれたスーパーの閉店や公共交通機関の廃止に伴う移動手段の問題や施設入所や入院などによる世帯構成の変化など生活に密着する問題に目を向けることです。

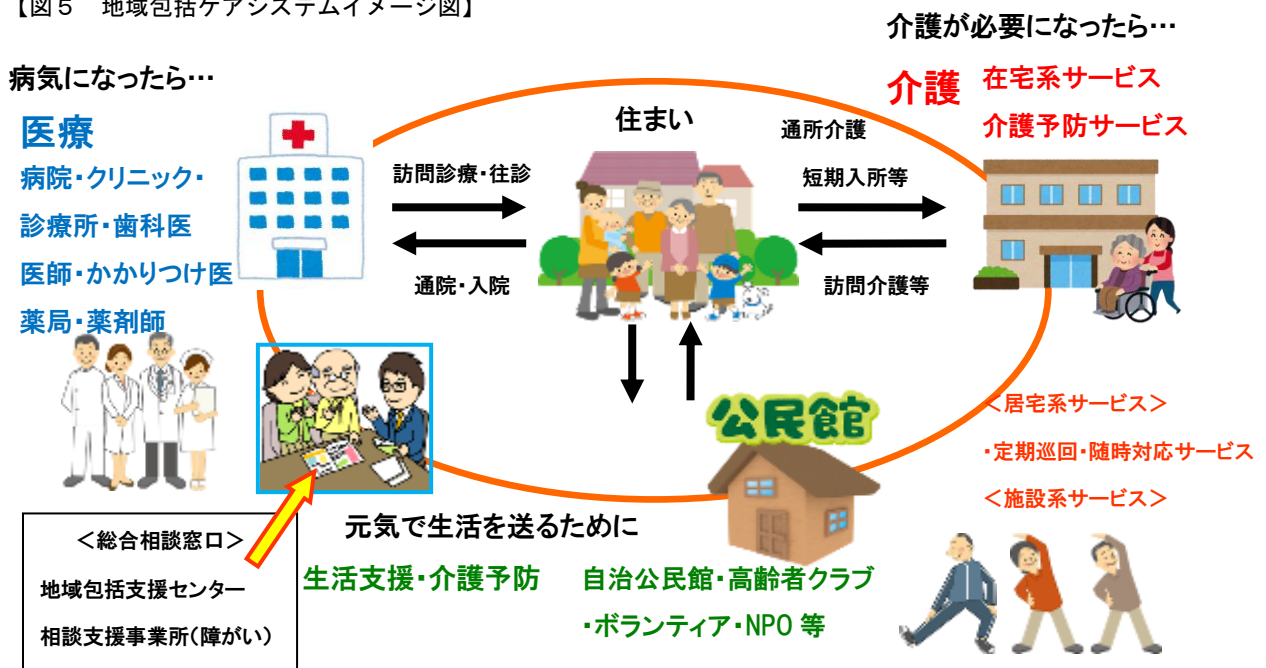
このような問題も踏まえ、生活ニーズをくみ取り地域ケア会議等で専門職と地域関

¹³ 「地域包括ケアシステム」とは、団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みの構築を目指すもの。（厚生労働省「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムに関する調査研究事業報告書」より抜粋）

係者が一体となった取組を展開し、誰もが住み慣れた環境において自分らしく安心して暮らしを続けることができるよう、安定した住まいの確保をはじめ、複合的な支援に向けた多職種による連携、課題に応じた住民参加型による生活支援サービスの創出、助け上手・助けられ上手の地域社会など、柔軟な仕組みを構築していきます。

- ◇個別課題を解決する機能（地区担当エリアの見直しとCSWの配置）
- ◇地域のニーズに沿った社会資源の開発（地域支援サービスの創出）
- ◇多職種の連携（CSWによるコーディネート機能）
- ◇自助・互助・共助・公助 プラスONE（近助）

【図5 地域包括ケアシステムイメージ図】



4. 地域貢献による新たな仕組みづくり（社会福祉施設・企業）

これまで多くの企業や団体が地域貢献の一環として環境保全活動や子育て支援活動等を行ってきました。都城市においても、見守りを通じ認知症の疑いのある高齢者について企業と地域包括支援センターが連携し適切な介護サービスへ結び付いた事例や地元スーパーがフードバンクという形で生活困窮世帯の支援を行うなど地域貢献活動が展開されています。

また、2016（平成28）年4月より、社会福祉法人の地域貢献が義務化されるため、その仕組みを確立することは、これまで以上に社会福祉法人には大きな役割が期待されます。

都城市では地区社協が整備されていることから、その機能に着目し制度では解決できない問題等（制度の狭間）を協議する場として、多様な機関・職種の参画による地域貢献協議会（プラットホーム機能）を設置します。そこで課題の共有を図りながら、解決に向けた支援計画を検討し自立に向け具体的な支援を展開していきます。

提供が可能なサービスとして、社会福祉施設でのボランティア活動や居場所づくり、体験型の就労（アルバイト含む）、施設機能を活かした低額サービスの提供、施設を開放した学習支援等があげられます。企業として、個人の能力に合わせた短時間就労（中間的就労¹⁴）や生活困窮者の雇用を受け入れることなどが考えられるとともに、企業や福祉施設の職員が人的社会資源として、専門的な技能や技術を提供するなどの役割を担うことも期待されます。

- ◇地域貢献協議会の設置
- ◇宮崎県社協との連携（あんしんセーフティネット事業（仮称）¹⁵）
- ◇地域貢献メニューの開発（体験型就労・居場所としてのボランティアなど）
- ◇低額サービスの提供（食事・入浴など）
- ◇地域と社会福祉施設・一般企業との連携の推進
- ◇社員・職員によるボランティア活動の推進

【図6 地域貢献協議会イメージ】



¹⁴ 「中間的就労」とは、一般就労（一般労働市場における自律的な労働）と、いわゆる福祉的就労（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・平成17年法律123号）との間に位置する就労であり、雇用契約に基づく労働及び一般就労に向けた就労体験等の訓練を総称するものとして示されている。つまり、一般就労が困難な人に働く場をつくるという意味（雇用型）と、一般就労を目指す人が就労に向けた訓練の場合とするという意味（非雇用型）の2つを内包している概念である。（「中間的就労ガイドライン案」より引用）

¹⁵ 「あんしんセーフティネット事業（仮称）」とは、社会福祉法人の社会貢献活動として、生活困窮者への心理的不安の軽減や公的な制度やサービス等への橋渡しを思案することを目的として、生活困窮者等に対する相談・支援事業を行うもの。宮崎県社会福祉協議会が実施する。

5. 制度外の問題に対応できるシステムづくり（総合相談・権利擁護・ネットワーク）

都城市社協では、これまでも住民が抱える様々な福祉課題に対応するために総合相談事業を展開してきました。しかしながら、生活困窮世帯や難病などへの支援は一部制度では解決できない問題が見受けられます。その制度の複合的な課題を解決するためには福祉機関はもとより、種別や所属を越え（境界を超え）多種多様な機関との連携を図るとともに、制度外への問題に対応できる人材の育成と新たな資源を開発することが求められます。

そのためには、あらためて各部門の役割と機能を周知する広報啓発活動を推進し、組織の相談体制を見直しながら機能の再編をはかり、総合相談に取り組む原点を確認し、ワンストップ型の総合相談を展開し権利擁護の推進に努めていきます。

- ◇あらゆる分野の他機関協働による包括的支援体制の構築
- ◇多職種連携（福祉や医療に限らず教育や企業・農業などの他分野との連携）
- ◇総合相談機能の整理（体制の見直し）
- ◇個別支援と地域連携の推進
- ◇基幹相談支援センター¹⁶ の設置
- ◇基幹型地域包括支援センター¹⁷ の設置

6. 困っている人を支える地域における支援体制の構築

誰もが安心して生活できる地域社会とは、習慣や文化のみを理解するだけではなく、人と人が互いに尊重し共生することが何よりも大事な要素となります。

それは、認知症や障がい、引きこもりや不登校などの状態であっても個々の特徴や生活の背景などを特別視せず、ひとり人間である存在や価値観を認め、困っている人や困り感のある人を何気なく当たり前前に助けあえる・支えあえる地域社会の実現を目指すことにあります。

その基盤は“ノーマライゼーション”であり、その理念を福祉教育や人材育成の機会などを通じ広く啓発することで、困っている人を助けあえる心を育み、人と人との関係がつながる取組を推進し、ひとりぼっちにしない・排除しないことが、当然であり、かつ普通（自然・ノーマル）である地域社会の実現を目指していきます。

- ◇ノーマライゼーションの理念の幅広い啓発
- ◇認知症サポーター養成講座や障がいを理解する福祉教育の推進
- ◇生活支援サポーターの育成
- ◇誰もが地域の一員であることの社会的つながりの構築（居場所やサロンの推進）

¹⁶ 「基幹相談支援センター」とは、地域における障害者等の相談支援について、中核的な役割を担う機関のこと。

¹⁷ 「基幹型地域包括支援センター」は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として介護保険法により設置された地域包括支援センターの、統括的役割や後方支援等の役割が期待されている。

7. ふくしと教育の連携（学校・地域・ボランティアセンター）

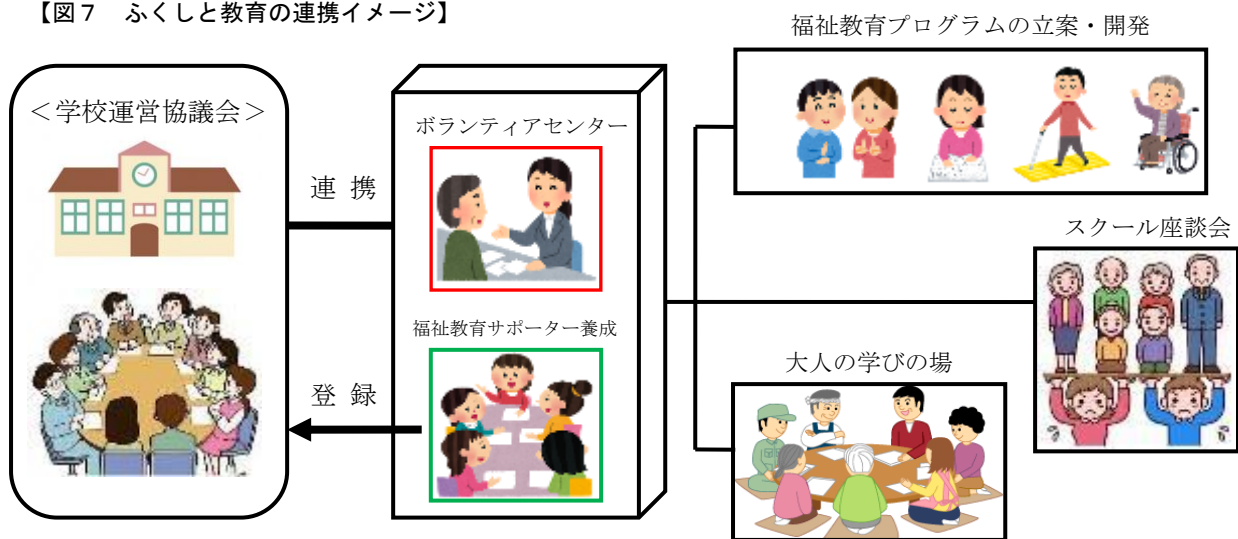
現在の子どもたちを取り巻く環境は、地域社会のつながりや支えあいの希薄化など様々な課題に直面している状況にあります。これまで都城市社協では学校と共に専門職や地域関係者（地区社協他）と連携し福祉体験学習などの福祉教育を推進してきました。

現在、市内の小中学校には学校運営協議会¹⁸が設置され、子ども達が豊かな経験や体験ができる企画・運営を地域住民と共に取り組んでいます。そのなかでも「子どもの学習に広がりや深まり」を生む福祉教育は、子ども同士の絆や人を思いやる心を育む機会であると同時に、子どもが自ら考える機会となり、豊かな成長（生きる力を育む、自立）に導くなど大きな役割を果たしていることから、学校・地域・市社協が有機的につながり三位一体型の福祉教育を推進します。

また、福祉教育は、保護者や学校関係者、地域住民においても学びの場が大切であると言われています。その学びの場のなかで特別支援教育や成長過程における子どもの気持ちの変化（発達心理）を理解したり、高齢化がピークを迎える2025年問題等を学習することにより、人権的な福祉を身近な問題として捉え直し、また、当事者として向き合う機会となることから“子どもの学びを支える体制づくり（学びを支える仕組みづくり）”にも取り組んでいきます。

- ◇学校運営協議会への参画とコーディネーターの育成
- ◇スクール座談会（仮称：「中学生が考える2025年と福祉コミュニティ」）
- ◇成長過程におけるボランティアプログラムの立案・開発
- ◇地域ぐるみの福祉教育の推進（福祉教育サポーター登録制度・自治公民館単位による出前講座等の推進）
- ◇おとなにとって必要な福祉教育の推進（“おとな”とは保護者や地域関係者）

【図7 ふくしと教育の連携イメージ】



¹⁸ 「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」とは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。都城市では、平成25年度より各学校に設置されている。

5. 15 地区計画

地区計画は、平成15年5月に策定された行政計画である「都城市地域福祉計画」の一部として、平成14年8月19日から平成15年3月1日にかけて策定されました。これは、行政計画に定められた施策をより具体的に地域で展開できるように11地区（合併前）の特色を活かした内容で、次のように策定されました。

【図8 地区計画の策定パターン】

1回目	<ul style="list-style-type: none"> ・開会セレモニー（委嘱状交付、策定委員長選出）、趣旨説明、地域福祉の理解 ・ワークショップによるカードワーク
2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・KJ法を活用した「まっさきに取り組まなければならない地域の課題」のまとめ ・模造紙に分類して記入する作業 ・3グループごとにまとめた模造紙（ポスター）の発表
3回目	<ul style="list-style-type: none"> ・模造紙から共通項目を拾い出し計画の大綱として再分類 ・大綱ごとに「すぐにできること」「将来できること」を協議
4回目	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画となる「計画策定シート」により、第1～3段階ともっと先の夢を協議 ・最終段階のイメージ、計画書素案の説明
5回目	<ul style="list-style-type: none"> ・地区基本計画の策定（市計画書に掲載分）、実施計画部分の最終チェック ・計画書作成までの役割分担の確認

その後、一市四町合併により、旧町の地区計画も平成19年度から策定され、さらに、平成25年度から順次「第2次地区計画」の見直しが行われました。

【図9 地区計画の策定状況】

No.	地区	策定年度	第2次計画
1	姫城 「ふれあいよかこ姫城地区計画」	平成14年度	平成25年度
2	妻ヶ丘 「つまがおか福祉計画書」	平成14年度	平成25年度
3	小松原 「夢」	平成14年度	平成26年度
4	祝吉 「あやめ福祉計画」	平成14年度	平成25年度
5	五十市 「夢タウン五十市」	平成14年度	平成25年度
6	横市 「さくらランドよこいち」	平成14年度	平成25年度
7	沖水 「みんなで進めるしあわせプラン沖水」	平成14年度	平成25年度
8	志和池 「ふれあい志和池の福祉」	平成14年度	平成25年度
9	庄内 「ほのぼの庄愛福祉計画」	平成14年度	平成25年度
10	西岳 「元気いっぱいほんわか西だけ」	平成14年度	平成25年度
11	中郷 「いきいき中郷福祉プラン」	平成14年度	平成25年度
12	山之口 「山之口あじさいプラン」	平成19年度	平成26年度
13	高城 「高城地区地域福祉計画書」	平成19年度	平成27年度
14	山田 「山田町地域福祉計画」	平成15年度	平成27年度
15	高崎 「キラキラ星プランたかざき」	平成19年度	平成27年度

姫 城地区地域福祉活動計画について

「ふれあいよかところ姫城地区計画」

姫城地区の特徴は？

市のほぼ中心地に位置し、市役所をはじめ国や地方の行政機関、文化、交流の公共施設が集中しています。地区を南北に国道 10 号線が走り、さまざまな店舗が軒を連ねる一方、南部にかけては、広々とした田園地帯が望め、城山、都島など、高大な公園があります。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・8 自治公民館で実施／延べ参加者数 1,182 名 ○三世代交流餅つき大会
研修・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ○地区文化祭における福祉健康相談コーナー設置 ○三世代ふれあい活動 ○在宅介護者のつどい ○南小・明道小読み聞かせ活動支援 ○高齢者による友愛訪問活動
事務局活動	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉なんでも相談（毎週木曜日開設）来場者数 249 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 58 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- サロン活動等でもちつき等を通じて、世代間交流を活発に取り組んでいる。
- あいさつ運動や見守りを進めて、ふれあいの環境づくりを進めている。

工夫が必要な点

- 民主団体の担い手が不足してきた。
- 中心部の活性化が課題。



計画の三本柱と具体的取組

小地域（自治公民館）での福祉学習を開催します

世代間交流を推進します

要援護者や空き家などの実態把握し、防災マップづくりに取り組みます

みんなでつくる ひめぎの輪

大人から子どもまで参加して、あいさつ標語づくりに取り組みます



在宅介護者のつどい

福祉施設、病院などの施設との連携・協働を進めます

通学路の安全チェック、区内危険個所の把握を行います

みんなで取り組む 元気なまちづくり

防犯や防災などを考える研修を開きます

商店街との連携、協働イベントを開催します



世代間もちつき交流
（八幡自治公民館）

住民福祉座談会を開催します

子どもだけでなく、大人が学べる場を進めます

ボランティア人材、福祉人材の育成に取り組みます

学びあうこと からの人づくり

福祉施設、学校、企業などが福祉を学べる仕組みをつくります



姫城中学校福祉体験学習

妻ヶ丘地区地域福祉活動計画について

「つまがおか福祉計画」

妻ヶ丘地区の特徴は？

西は国道 10 号線近くから、東は三股町との境までに位置しています。多くの商業施設を有しており、木工団地など商工業も盛んです。県営・市営団地はじめアパートも多く、人口も多い地区です。一方で、戦国時代に北郷氏が伊藤氏の一万人の大群を迎え撃ったとされる「一万城」、荘園の役人の名前であった「弁済使」など、歴史ある町でもあります。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	○ふれあいいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・6 自治公民館で実施／延べ参加者数 1,383 名 ○小グループ地域福祉活動（友愛ネット、見守り活動等）
研修・交流活動	○在宅介護者のつどい ○福祉総合研修会 ○子育てサロン「にじ」（毎月第 4 水曜日） ○男性料理教室指導者講習会・男性料理教室 ○福祉広報「えがお」の発行（年 4 回発行）
事務局活動	○福祉なんでも相談（毎週水曜日開設）来場者数 182 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 180 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 自治公民館を中心に、ふれあい活動や高齢者の見守り活動が充実してきた。
- 孤立しがちな男性の一人暮らし高齢者、子育て中の親子を対象とした活動ができている。

工夫が必要な点

- 民主団体、特にボランティアの担い手が不足している。
- アパートや団地等でのつながりづくりが必要。



計画の三本柱と具体的取組



誰もが安心して生活できるための「安心マップ」を作ります

自治公民館での生活支援活動を推進します

気軽に福祉の相談ができる窓口の充実を進めます

みんなが安心して生活できる妻ヶ丘地区

ボランティア活動と人材を育成していきます



在宅介護者のつどい

子ども世代の福祉活動、ボランティア活動に取り組みます

特技を持つ人材を登録し、地域活動で活躍いただきます

みんなで支えあうひとづくり

活動している人や団体のネットワークを充実していきます

広報誌やホームページを通じて、情報発信します



男性料理教室指導者講習会

伝承遊び等を通じて高齢者と子どもなど世代間交流を進めます

声かけ、あいさつなど、従来のふれあい活動を強化します

子育て中の家族のふれあいをつくり世代間交流を進めます

交流でひろげよう人と地域の愛

福祉活動だけでなく、生涯学習・文化・環境活動等を通じてふれあい交流を進めます



子育てサロンにじ

小松原地区地域福祉活動計画について

「夢プラン」

小松原地区の特徴は？

市の玄関口である「都城駅」を中心に、国道 10 号線、269 号線が走る交通の要所であり、大型商業施設やビジネスホテル、公設市場、食品団地、大規模な分譲団地を有する地区です。また、神柱神社一帯は市内最大の公園として市民の憩いの場とされており、「おかげ祭り」や「箸感謝祭り」など、諸々の行事が行われています。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	○ふれあいいいききサロン活動「いたっみろかい」 ・6 自治公民館で実施／延べ参加者数 1,505 名
研修・交流活動	○小松原地区まつり いいきき 90 歳写真展 ○理事・役員・自治公民館長合同研修会 ○在宅介護者交流事業
事務局活動	○福祉なんでも相談（毎週火曜日開設）来場者数 234 名 ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 100 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 自治公民館を中心に、ふれあい活動や高齢者の健康づくりの取組が充実してきた。
- 子どもたちのボランティア活動や福祉施設とのふれあいが進められている。

工夫が必要な点

- 一人暮らし高齢者が増えており、生活不安を抱えているたり、孤立している方が少なくない。
- 公民館未加入の世帯が増え、身近な場でのつながりづくりで課題になっている。



計画の三本柱と具体的取組



子どもたちと保育所・高齢者施設とのふれあい活動を進めます

高齢者、障がい者、幼児との交流に取り組みます

ふれあい広場を充実し、多世代が交流できる活動を進めます

お互いを理解しあえる 人づくり

自治公民館長、民生委員、学校、PTAの連携を進めます



地区福祉学習会

ボランティア、生活支援の活動を進めます

ふれあい交流での子どもたちの参加を進め、活躍の機会を増やします

共に支えあう 心づくり

各団体の学習活動、意見交換を進めます。

ボランティア人材の育成に取り組みます



ふれあいいきいきサロン活動
(志比田北自治公民館)

地域の良さ（人や技術、伝統行事など）の再発見に取り組みます

環境美化、リサイクル活動を様々な場で進めます

小地域での福祉活動の充実を進めます

安心して暮らせる 環境づくり

地域の安全マップづくりを進めます



介護者のつどい

計画の三本柱と具体的取組



班などの小地域での
見守りを進めます

思いやりの標語
や作文を通じて、
啓発活動に取り
組みます

ボランティア人材の
育成に取り組みます

**ふれあいのある交流づ
くりはあいさつから**

子どもや高齢者のふれあ
いを進めます



祝吉地区福祉ボランティアまつり

地区社協の事務局
を充実します

ボランティアセンターの
機能をつくります

**安心して暮らせる
地域はあいさつから**

一人暮らし高齢者の
生活支援を充実しま
す

ふれあいいきいきサロ
ンの充実を進めます



親子ふれあいサロン
「茶っくいサロン」

元気高齢者の人材発掘と
育成を進めます

学校や地域での世代間
の交流活動を進めます

福祉マップづくり
に取り組みます

**思いやりをもてる人づ
くりはあいさつから**

福祉学習の機会をつくり、ボラン
ティア人材の育成を進めます



在宅介護者のつどい

五十市 地区地域福祉活動計画

「愛タウン五十市プラン」

五十市地区の特徴は？

東西の2つの県道と国道10号線が走り、また都城志布志道路の入り口を有する地区として、利便性の高い地区です。住宅地として発展する一方で、商店も軒を連ね、また陸上自衛隊駐屯地があることで、若い世代が様々なイベントに参加しています。歴史資料館があり、敷地内から都城盆地と市街が一望できる場ともなっています。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいいきいきサロン活動「いたつみろかい」 ・18自治公民館で実施／延べ参加者数 4,196 名 ○おじいちゃんクッキング（毎月第2金曜日）延べ参加者数 150 名 ○今町校区高齢者クッキング（延べ参加者数 33 名）
研修・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ○軽度生活援助員のつどい ○在宅介護者のつどい ○五十市校区・今町校区ふれあい交流のつどい ○子育てサロンいそいち「ピヨピヨひろば」（毎月第3土曜日）延べ参加者数 665 名 ○福祉広報「あゆみ」の発行（年1回）
事務局活動	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉なんでも相談（毎週金曜日）来場者数 471 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 201 件

※数字は平成26年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 小学校区で地区社協事務局が開設でき、より住民に近い拠点で福祉活動に取り組むことができている。
- 子育て中の親子、一人暮らし男性高齢者などの孤立しがちな方に向けた取組が定着している。
- 福祉活動への子どもの参加が進んだ。

工夫が必要な点

- ボランティアの連絡組織が形骸化しており、ボランティア活動の活性化、人材育成が必要になってきた。



計画の三本柱と具体的取組

親子で参加できる交流活動に取り組みます

学習支援活動を進めます

子ども座談会など、子どもが企画から参加できる取り組みを進めます

やさしい心のふれあい活動

自治公民館での交流活動を進めます



おじいちゃんクッキング
(五十市小校区)

相談窓口の充実強化を図ります

高齢者 110 番など、様々な窓口を開設します

安全でやさしいまち

孤立しがちな住民を見守る人材の育成に取り組みます

福祉施設や関係機関との連携を進めます



ふれあい交流のつどい
(今町小校区)

福祉マップづくりに取り組みます

世代間の交流活動を進めます

団体や学校での活で、福祉学習を進めます

分かりあえるやさしい心

地域の困りごとの把握を行い、地域福祉活動に反映します



ふれあいいいききサロン活動
(中尾自治公民館)

横市

地区地域福祉活動計画について

「さくらランド横市プラン」

横市地区の特徴は？

地区の中央部に県道が走るなど交通の便が良いことから、人口が着実に増加しており、特に住宅団地が立ち並ぶ都原町は増加傾向です。若い世代の増加は教育面にも反映しており、支援学校、聴覚支援学校も含め、教育施設も整備されています。また、母智丘にある「花のトンネル」は桜の名所百選にも選ばれている市の代表的観光地です。

これまでの活動実績

小地域活動	○ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・7自治公民館で実施／延べ参加者数 1,086 名
研修・交流活動	○さくらランドふれあい子育てサロン（年 8 回開設）参加者数 86 名 ○横市地区ふれあいウォーキング ○横市川クリーン作戦
事務局活動	○福祉なんでも相談（毎週月曜日開設）来場者数 202 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）259 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 子育てサロンや世代間交流など、子どもや若い世代が参加する取組を進めることができた。
- 地区内の教育機関や福祉施設の参加協力をいただいて活動が展開できている。

工夫が必要な点

- 孤立しがちな高齢者、障がい者の生活課題を見落している実態がでてきた。
- 若い世帯を巻き込んだ地域福祉活動が不十分。



計画の三本柱と具体的取組



子どもたちによる「キッズボランティア」を進めます

子育て支援、世代間交流を進めます

福祉施設職員等による地域活動を進めます

地域が育てる「人財」づくり

福祉人材を育成し、人材バンクをつくります



参観日預かり保育



標語や看板などを通じて福祉意識を啓発します

好きになり誇れる地域づくり

親子で参加できる事業の充実を図ります

声かけ、見守り体制のネットワークづくりを進めます

母智丘を活かした取り組みを進めます

ふれあいいきいきサロン/しめ縄づくり交流
(中叢原自治公民館)

様々な行事や機会であふれあいを進めます

団体や学校、福祉施設が相互に交流できる活動を進めます

福祉職員のボランティア活動、社会貢献活動を進めます

ふれあいランドよこいち

特技を持った人材の育成と、交流の場での活躍を進めます



ふれあいウォーキング

沖水

地区地域福祉活動計画について

「しあわせプラン沖水」

沖水地区の特徴は？

国道 10 号線を有し、その沿道は大型店舗や商店、企業、工場が軒を連ねています。市郡医師会病院の移転により、今後も発展が期待されている地区です。その一方で西側は畑が広がっており、昔からの住民が多く。東側の商業地と、それぞれに異なる地域を有する地区です。子どもの数も多いのも特徴の一つです。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	○ふれあいいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・全 12 自治公民館で実施／延べ参加者数 4,482 名
研修・交流活動	○子ども見守り隊対面式 ○軽度生活援助員のつどい ○在宅介護者のつどい ○子育てサロンおきみず（毎月第 4 水曜日）参加者数 119 名 ○キッズルームひだまり（沖水小参観日預かり保育）延べ 34 名 ○福祉標語募集及び表彰（5 年生以上の全小中学生）
事務局活動	○福祉なんでも相談（毎週水曜日開設）来場者数 634 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 362 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 子ども見守り隊や子育てサロン、福祉標語など、子育て支援活動が充実してきた。
- 企業や福祉施設等の参加協力が得られるようになり、事業に厚みがでてきた。

工夫が必要な点

- 東側の商業地と、西側の農村部地域での異なる生活課題を整理する必要がでてきた。
- 一人暮らし高齢者の孤立が深刻になってきた。



計画の三本柱と具体的取組



子どもを交えた福祉座談会や学習会を進めます

買い物支援活動に取り組みます

ボランティアの人材育成と活動づくりに取り組みます

みんなで支えあい暮らしやすい環境づくり

孤立防止の見守りやふれあい活動を進めます



沖水中学校福祉体験学習

サロン活動の充実強化を図ります

世代間交流活動を進めます

うきうき・わくわくふれあい交流

学校や団体、企業と協力して、ふれあいづくりをします

自治公民館ごとのボランティア活動を進めます



子育てサロンおきみず

専門相談を充実し、相談窓口を強化します

小地域での福祉学習を進めます

自治公民館ごとに支援ネットワークをつくります

ふれあい・ささえ愛・たすけ愛の人、心づくり

地区社協にボランティアセンター機能をつくります



在宅介護者のつどい

志和池

地区地域福祉活動計画について

「ふれあい志和池の福祉計画」

志和池地区の特徴は？

農業、畜産業が盛んな地区です。地区内には一般廃棄物最終処分場、リサイクルプラザを有し、内外の利用者が多いです。急速な少子高齢化を地区でも受けとめ、一館一福祉の取組、青少年育成活動などを熱心に取り組んでいる地区です。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいいいききサロン活動「いたつみろかい」 ・10自治公民館で実施／延べ参加者数 839 人 ○一館一福祉推進事業（全 18 自治公民館で福祉活動を実施）
研修・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ○軽度生活援助員のつどい ○在宅介護者のつどい ○地域生活支援会議 ○志和池地区社会福祉協議会だより発行（年 1 回）
事務局活動	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉なんでも相談（毎週火曜日開設）来場者数 305 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 352 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 一館一福祉事業が定着し、身近な自治公民館で福祉を考える機会づくりになっている。
- にこにこサービスなどの生活支援を行うボランティアの体制が充実してきた。

工夫が必要な点

- 既存の団体の会員が少なくなり、活動の維持継続が難しくなってきた。
- 若い世代の参加が限定的。



計画の三本柱と具体的取組



昔遊びやしめ縄づくりなどの体験活動を進めます

一館一福祉事業を更に充実します

高齢者への生活支援や、子ども見守りのボランティアを育成します

地区社協でボランティア活動の調整を行います

地域が育てる人づくり



在宅介護者のつどい

伝統行事などを通じた世代間交流を進めます

子どもたちのボランティア活動に取り組みます

地域ぐるみのふれあいづくり

高齢者への御用聞きなど訪問活動を強化します

地域の様々な機会を利用して、福祉の学習会を進めます



一館一福祉事業

(救急救命学習／吉行自治公民館)

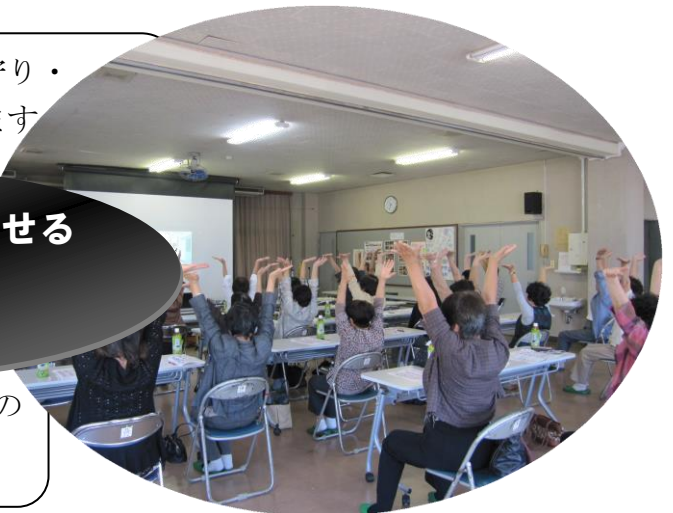
情報の周知・啓発を工夫します

班単位での見守り・声かけを進めます

地域で安心して暮らせるまちづくり

災害弱者、要支援者のデータの把握に努めます

マップづくりを行い、支えあいの仕組みづくりに取り組みます



軽度生活援助員のつどい

姫 城	妻ヶ丘	小松原	祝 吉	五十市	横 市	沖 水	志和池
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

庄内地区地域福祉活動計画について

「ほのぼの庄愛福祉計画」

庄内地区の特徴は？

市の代表的な観光地である「関之尾の滝」、「奇岩甌穴群」を有し、蛇行する川の両面に水田が広がっています。多くの史跡が存在し、古墳、庄内の乱の戦跡、かくれ念仏洞、寺社などがあり、また熊襲踊りはじめ、各地区に伝承芸能があります。集落には、昔ながらの石垣づくりの壁や建物が続き、それらを大切にしようとする土地柄があります。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	○ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・全 10 自治公民館で実施／延べ参加者数 1,635 名
研修・交流活動	○軽度生活援助員・福祉協力員合同研修 ○各学校・施設・青少協・地区社協との意見交換会 ○庄内川一周 YOU 遊駅伝大会 ぜんざい準備 400 食 ○在宅介護者のつどい ・小学校区ごとに年 2 回ずつ開催：延べ参加者数 54 名
事務局活動	○福祉なんでも相談（毎週月曜日開設）来場者数 363 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 247 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 介護者の場づくりなどで、住民が集まりやすい小学校区での取組が展開できた。
- 関之尾の滝での観光ボランティアなど、新たなボランティア活動が展開してきた。

工夫が必要な点

- ボランティアや福祉協力員の担い手が不足している。
- ちょっとした困りごとに柔軟に対応できるボランティアが必要になっている



計画の三本柱と具体的取組



災害・交通弱者への支援に取り組みます

子育て支援の仕組みづくりに取り組みます

自治公民館でボランティア活動できる体制づくりを進めます

健やかな心を育むまちづくり

子どもが活躍できる福祉活動を進めます



庄内小学校福祉体験学習



地区福祉学習会

福祉座談会、福祉学習会を進めます

各地域ごとに福祉リーダーを育成します

心のふれあいまちづくり

史跡や伝承活動を通じて、世代間での交流を進めます

学習支援ボランティア活動に取り組みます

一人暮らし高齢者の生活支援を強化します

自治公民館で、心のプレゼントを進めます

子どもたちの活動を知る機会を増やします

心のプレゼントのまちづくり

看板や広報を通じて、心のプレゼントを啓発します



在宅介護者のつどい（庄内小校区）

姫 城	妻ヶ丘	小松原	祝 吉	五十市	横 市	沖 水	志和池
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

西岳地区地域福祉活動計画について

「元気いっぱいほんわか西だけ計画」

西岳地区の特徴は？

霧島の麓に位置し、市内で最も面積が大きい（103 km²）ですが、地区人口は最も低く、人口密度は市内で最も低い地区です。また、高齢化率は市内で最も高く、それに伴う福祉課題がありますが、一方で元気高齢者の活躍が目立ち、地域の支えあい、助け合いが色濃く残っています。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	○高齢者ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・5自治公民館で実施／延べ参加者数 447 名
研修・交流活動	○軽度生活援助事業研修会 ○在宅介護者のつどい ○社会教育福祉総合研修会 ○西岳地区防災の日研修 ○男性料理教室「よろっで食遊会」 ○なっやすみ！のびのびスクール（夏休み期間中 6 回実施） ○ふれあい訪問活動（対象者 429 名） ○地区社協だより発行（年 3 回）
事務局活動	○福祉なんでも相談（毎週水曜日開設）来場者数 221 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 88 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 降灰や大雨災害が契機となり、一人暮らし高齢者や障がい者を見守る体制づくりが進んでいる
- 在宅介護者や男性高齢者、夏休み期間の学童など、孤立しがちな住民の場が定着している。

工夫が必要な点

- 少子高齢化と人口減少により、活動の担い手育成が必要になっている。
- 生活上の困りごとを抱え込むため、地域課題が見えにくい傾向がある。



計画の三本柱と具体的取組



福祉マップの充実と活用を進めます

高齢者の見守り体制づくりを進めます

地区社協の窓口を強化し、気軽に相談できる体制をつくります

災害時の住民の役割づくりに取り組みます

活かそう 豊かな大自然



なつやすみ！のびのびスクール

移動手段の充実を進めます

伝統遊びや体験を通じて世代間交流をすすめます

大自然の中で 安心して暮らせる地域

高齢者が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます

全体でのふれあいの機会を増やします



西岳地区防災研修会

様々な場面を活用して福祉学習の機会をつくります

元気高齢者が活躍する場面をつくります

高齢者と子どもが互いに学びあえる活動を進めます

大自然の中で育む 福祉の心

民主団体や福祉活動の担い手の育成に取り組みます



男性料理教室「よろって食遊会」

姫 城	妻ヶ丘	小松原	祝 吉	五十市	横 市	沖 水	志和池
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

中郷地区地域福祉活動計画について

「いきいき中郷福祉プラン」

中郷地区の特徴は？

東は山間部で日南市に接し、南は鹿児島県曾於市や志布志市と隣接しています。金御岳や六ヶ村城展望台、湯屋谷の滝、尾平野洞窟など、「雲海と史跡の里」をキャッチフレーズとした取組が行われています。特に金御岳はハングライダーのフライト基地として大会が開かれ、またサンバ飛来地として県内外から見物客が訪れます。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	○ふれあいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・全 18 自治公民館で実施／延べ参加者数 3,037 名
研修・交流活動	○中郷地区子育て応援隊「子育てサロンなかんGO!!」(年 11 回実施)参加者数 266 名 ○世代間交流活動(安久小、梅北小) ○中郷ふれあい文化祭・ふくしま祭り ○小地域福祉座談会 ○軽度生活援助事業講習会 ○中郷地区ボランティアの日 清掃作業
事務局活動	○福祉なんでも相談(毎週水曜日開設)来場者数 422 名 ○ケース検討会の開催(開催に伴う連絡調整等) ○紙オムツの支給(支給事務・管理)支給件数 135 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？(地区社協役員、地域住民の声)

良かった点

- 全ての自治公民館でふれあい交流が進められ、支えあいの取組に結びついている。
- 子育て中の親子、学童を交えたふれあい交流が定着している。

工夫が必要な点

- 自治公民館によっては、活動の担い手不足が顕著。
- 各事業の参加者が固定されがち



計画の三本柱と具体的取組



地区社協の相談体制を強化します

伝承行事や食育など、地域の良さを子どもに伝えます

子どもに伝えよう 自慢できる郷土

学生や教職員 OB などの人材を育成し、学習支援活動に取り組みます

地区の福祉マップを作成し、広報啓発を進めます



中郷地区子育て応援隊

「子育てサロンなかん GO!!」

史跡や道路の案内板や表示を充実します

子どもたちの福祉体験活動を進めます

子どもに残そう 豊かな自然

地域を紹介できるハンドブックを作成し啓発します

自治公民館での世代間交流を進めます



生活援助員研修

伝承や体験活動の指導者を育成し、活躍の機会をつくります

郷土を知るプログラム開発を進めます

子どもと歩もう 福祉の心

広報物や IT を活用し、地域の魅力を発信します

高齢者やボランティアが活動できる場づくりに取り組みます



小地域福祉座談会（払川自治公民館）

姫 城	妻ヶ丘	小松原	祝 吉	五十市	横 市	沖 水	志和池
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

山之口地区地域福祉活動計画について

「山之口あじさいプラン」

山之口地区の特徴は？

JR 日豊本線、国道 269 号線、宮崎自動車道が走り、山之口サービスエリア、道の駅山之口があり、また青井岳温泉やキャンプ場など、市内外からの利用者がいます。弥五郎どん祭りはじめ人形浄瑠璃、島津寒天工場跡地、田島かくれ念仏洞など、古くからの文化や歴史があります。青井岳周辺では少子高齢化が進行しています。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 <ul style="list-style-type: none"> ・5 自治公民館で実施／延べ参加者数 716 名 ○住民参加型福祉サービスの展開・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・援助員 1 名／派遣 3 回
研修・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センターや中央保育所との世代間交流事業 ○親子ふれあい木工教室 ○自治公民館での福祉教養講座 ○軽度生活支援宅清掃作業 ○地区社協広報紙「あじさいだより」の発行（2 回）
事務局活動	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉なんでも相談（毎週火曜日開設）来場者数 480 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 129 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 弥五郎どん祭りなどの伝統芸能活動を中心に、人材育成やネットワークづくりにつながっている。
- 自治公民館や班ごとの支えあいや助けあいが根づいており、サロン活動の広がりにつながっている。

工夫が必要な点

- 高齢者世帯が増え、様々な生活課題が増えている
- 各団体活動の維持が難しくなっている。



計画の二本柱と具体的取組



団体や機関、福祉施設、学校と連携して世代間交流を活性化させます

あいさつ運動を様々な場面で進めます

子どもとともに、史跡保存や伝承活動の継承を進めます

人づくり・まちづくり① (心、ふるさと)

子どもたちへの読み聞かせ活動を進めます



親子ふれあい木工教室

いきいきサロンを充実し、高齢者の参加を進めます

商店や企業と連携して、地域活性化に取り組みます



麓2区カメンク会
いきいきサロン

人づくり・まちづくり② (ふれあい、活力)

祭りやスポーツを通じて、住民総参加の事業を進めます

交流活動の指導者を育成し、登録します

移動支援活動を充実します

環境美化、リサイクル活動を進めます

見守りマップ、防災マップづくりに取り組みます

環境（交通、衛生、安心、サービス）

自治公民館での介護予防活動、生活支援活動を進めます



自治公民館振込め詐欺講習会

姫 城	妻ヶ丘	小松原	祝 吉	五十市	横 市	沖 水	志和池
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

高城地区地域福祉活動計画について

「ふるさとを愛し、誇りを持ち、新しい時代を拓く高城人を育む」

高城地区の特徴は？

国道 10 号線が走り、宮崎、都城間の要衝として恵まれた交通条件を活かして、多くの企業立地を進めてきました。広大な観音池公園には市内外からの来所があり、憩いの場として活用されています。農業地が広がる南部と比較して、北部の山間部では学校が廃校になるなど、少子高齢化に伴う課題があります。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいいきいきサロン活動「いたつみろかい」 ・ 12 自治公民館で実施／延べ参加者数 1,657 名 ○配食サービス事業（見守り活動） ・ 5 自治公民館で実施／延べ参加者数 921 名 ○住民参加型福祉サービス事業の展開 ・ 援助員 5 名／活動日数 49 日／延回数 62 回
研修・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援会議（有水小校区 1 回、石山小校区 1 回） ○児童生徒の見守り活動（通年：平日毎日登下校時） ○ボランティア福祉まつり ○軽度生活援助員のつどい ○高城地区社会福祉協議会だより発行
事務局活動	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉なんでも相談（毎週火曜日）来場者数 291 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 197 件

※数字は平成 26 年度実績

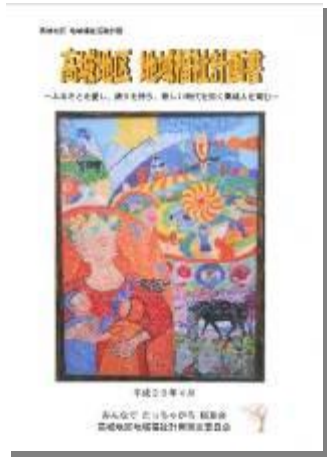
第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 各自治公民館でいきいきサロン等が実施され支え合いの取組がなされている。
- 全ての生活支援会議がようやく軌道に乗り始めた。

工夫が必要な点

- ボランティアの担い手が不足している。
- 各支援会議の困りごとの共通意識が不足しているので今後更なる啓発が必要である。



計画の三本柱と具体的取組



休日を活用した世代間
交流活動を進めます

高齢者の健康維持
のためいきいき
サロンを進めます

在宅障がい者の集える場
づくりを進めます

ひとづくり まちづくり (集えるの場)

一人暮らし高齢者の支援と
配食サービスを利用した
安否確認を進めます



住宅を開放したサロン活動



ボランティア福祉まつり

ボランティア福祉まつり
の充実を図ります

子どもや高齢者への
見守り、声かけ等を
充実していきます

ひとづくり まちづくり (仕組み・いきがい)

防災ネットワーク
の構築を図ります

ボランティア
育成を進めます

子どもの通学路の点検など
安全対策に取り組みます

生活支援会議で
安全対策を
進めます

生活環境づくり

あらゆる場で
学習会を行います

地区社協だよりの
充実を図ります



地域住民と中学生合同
緊急時の対応学習

姫 城	妻ヶ丘	小松原	祝 吉	五十市	横 市	沖 水	志和池
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

山田地区地域福祉活動計画について

「安らぎとふれあいのなかで、ともに支えあい、だれもが役割を担える福祉のまちづくり」

山田地区の特徴は？

JR 吉都線が走り、県道を中心に志和池、庄内と隣接しており、かかしの里湯ぼっぼ、一堂ヶ丘公園、グラウンドゴルフ場などは市内外からの利用があり、交流人口は多い地区です。西岳と隣接する地区では少子高齢化の課題があります。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいいいきいきサロン活動「いたつみろかい」 <ul style="list-style-type: none"> ・18自治公民館で実施／延べ参加者数 2,922 名 ○住民参加型福祉サービスの展開・支援 支援員 7 名／派遣世帯 2 ○生活困窮世帯への学習支援
研修・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもボランティア隊活動 <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動、学習活動、募金活動、ふれあい訪問、他 ○子育てサロン開設 ○在宅介護者のつどい ○福祉のつどい「子どもフェスティバル」 ○福祉協力員・生活援助員のつどい ○山田地区地域福祉協議会だより発行
事務局活動	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉なんでも相談（毎週火曜日開設）来場者数 294 名 ○ケース検討会の開催（開催に伴う連絡調整等） ○紙オムツの支給（支給事務・管理）支給件数 218 件

※数字は平成 26 年度実績

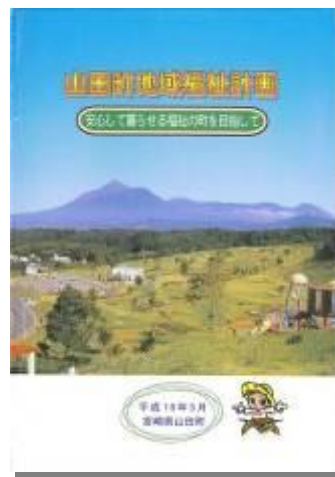
第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 子どもボランティア活動を中心に、地域住民への啓発ができ、環境美化や高齢者支援が進んだ。
- 高齢者や障がい者、子育て中の親子など、孤立しがちな住民の場づくりが進んだ。

工夫が必要な点

- 一人暮らし高齢者の生活課題が増えてきた。
- 戸数減少に伴い、事業や行事の継続が困難。



計画の五本柱と具体的取組



姫 城	妻ヶ丘	小松原	祝 吉	五十市	横 市	沖 水	志和池
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

高崎地区地域福祉活動計画について

「キラキラ星プランたかざき」

～星も町も人もキラキラ“ありがとう”があふれる安心・安全のまちづくり～

高崎地区の特徴は？

地区の西部を国道 221 号線と JR 吉都線が走り、北諸県郡と西諸県郡を結ぶ交通の要衝として栄え、小林・西諸県地区を加えた比較的広い生活圏を形成しています。たちばな天文台、銀河シール、北斗鍋など、行政と地域が一体となった取組があり、まちづくり協議会も旧町の中でいち早く展開が進んでいます。

これまでの活動実績

小地域福祉活動	○ふれあいいいきいきサロン活動「いたっみろかい」 ・16 自治公民館で実施／延べ参加者数 2,660 名 ○有償ボランティア「ぽかぽかサービス」事業(毎週水曜日)
研修・交流活動	○小地域福祉活動研修会 68 名 ○在宅介護者のつどい 18 名 ○高崎今昔物語「昔を語る会」66 名 ○高崎地区地域福祉推進大会 164 名 ○夏休み「子ども寺子屋サロン」開催 (6 回) 延 186 名 ○「健康づくりふれあい交流サロン」開催 (10 回) 延 439 名 ○福祉広報の発行 (年 2 回、全戸配布)
事務局活動	○福祉なんでも相談 (毎週水曜日開設) 来場者数 538 名 ○ケース検討会の開催 (開催に伴う連絡調整等) ○紙オムツの支給 (支給事務・管理) 支給件数／593 件

※数字は平成 26 年度実績

第一次活動計画の取り組みは？（地区社協役員、地域住民の声）

良かった点

- 自治公民館に福祉部が 30 館設置され、地域福祉活動の中心となっている。
- 伝承文化の保存や継承を行うことで、世代間の交流や地域の活性につながっている。

工夫が必要な点

- 若い世代が参加できる行事等が少なく意見が届かない。
- 店が減り、交通の便も悪く高齢者の生活に困っている。



計画の三本柱と具体的取組



イベントや伝承活動をとおして
ふれあい交流を深めます

空き家や余裕教室を活用して
人が集える場をつくります

婚活や子育て支援
を行い、若者が
元気なまちづくり
をします

**よか人づくり
よか伝承ふるさと愛
よか場づくり**

地元産品の発信や高齢者や障がい者の
利用しやすい商業の活性化をします



夏休み子ども寺子屋サロン



健康づくり交流ふれあいサロン
「くらし安全講座」

危険個所の調査や整備を行い、
みんなが安心して通れる「道」
をつくります

**よか安全対策
よか自然**

環境美化ボランティア
活動を行います

リサイクル意識を持ち、
ゴミのないきれいな町を
つくります

地域の団体に呼びかけ
て、安全防犯の組織をつ
くります

身近な相談窓口や住民がサービス
を受けやすい環境をつくります

交通手段の確保を
行います

よかサービス

地域の情報を発信して
地域住民に必要な情報
の共有を行います

住民全体で、介護予防活動
への積極的参加を行います



在宅介護者のつどい

6. 各課の中長期計画

都城市社会福祉協議会 事業部門別中長期計画

◆総務部門

No.	事業名	課題解決に向けた取組	
		当面の取組方策	もっと先に取り組むこと
1	人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用計画の策定 ・職員登用計画の策定 ・新卒者の定期採用 ・効果的な職員配置（人事異動、分掌設定等） ・人事交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事考課制度の検討 ・キャリアパスの構築検討
2	労務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック体制整備 ・ワークライフバランスの徹底 ・衛生委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレックス制度の導入検討
3	理事会・評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の設置 ・会議運営方法の見直し ・外部監査機能（公認会計士・税理士等）の導入 ・専任理事体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事・評議委員との事業企画
4	定款・規程	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック体制の機能強化 ・規程関係研修の実施 ・新人職員への周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の配置、部署の設置
5	職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・研修体系の整備（系統的な研修制度の導入） ・研修委員会の開催（通年） ・職員研修会の実施（通年） ・局内での業務研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修効果測定指標の検討、作成
6	実習受入	<ul style="list-style-type: none"> ・実習受入体制の複数職員体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップの検討
7	入札	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な入札事務の遂行 ・随意契約基準の明確化 	
8	共同募金（一般） ①募金 ②広報 ③助成、審査 ④体制	<ul style="list-style-type: none"> ・募金対象者の拡充 ・本所支所との統一化 ・目安額の見直し ・企業・法人の新規開拓 ・赤い羽根自動販売機の設置 ・寄附金付き商品の開発（みやこのじょう宅配便） ・協賛イベントの実施（PR） ・PR戦略(TV等メディアの活用) ・広報紙の発行 ・共同募金の成果と報告 ・審査時期、審査方法の改善、審査基準の明確化 ・社協事業に対する助成の見直し ・公開プレゼン審査 ・助成報告会の実施 ・委員の懇親会の実施 ・パートナーミーティングの実施 ・事業会議、内部研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ募金の実施 ・指定寄付の導入 ・共募期間の短縮 ・ドキュメントPR動画作成 ・共同募金と福祉教育 ・出前講座の実施 ・事務局独立設置 ・サテライトの設置（期間限定から） ・専属職員の配置

9	共同募金（歳末）	<ul style="list-style-type: none"> ・団体支援をやめて個別支援を明記 ・社協内部配分プロジェクト立ち上げ ・歳末募金が集まる手法等の検討 ・企業とのタイアップによる募金活動 ・NHK歳末助成の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急ニーズに即対応できる仕組み
10	会員会費	<ul style="list-style-type: none"> ・会費金額の設定 ・局内検討プロジェクト立ち上げ ・職員研修の実施（全体WS） ・企業に対するメリット検討 ・営業（訪問）活動の強化 ・募集活動（広報）の強化 ・企業の社会貢献（CSR）への広報 ・税制優遇に向けた取組検討 ・会員会費向上計画の立案 ・企業向け説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称変更 ・世帯会費へ（福祉協力金との調整） ・新たな会員証の作成 ・会員優遇措置の設定
11	表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・選考、推薦方法の見直し ・推薦の均一化（地区の偏りの解消） ・開催時期の検討（地域福祉推進大会と別枠開催の検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区社協での選考委員会（仮称）による推薦システムの確立 ・関係機関との連携による幅広い推薦ルートの構築
12	緊急援護 ①火災、水害 ②避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な対応（見舞い金支給） ・見舞い金額の検討 ・行政との連携強化 ・多様な避難者（障がい、高齢者等）に対応できる資器材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所としての機能を確保
13	管理業務 ①福祉センター管理 ②防災管理 ③公用車管理 ④文書管理 ⑤テント・餅つき借用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の見直し（消費税増対応） ・減免対象団体のルール化 ・定期的には防災・避難訓練の実施 ・リース及び購入に関する検討 ・車両の充足率の調査、増車の検討 ・保有公用車の整理 ・規程に沿った文書管理 ・保存場所の検討 ・テント貸出しの廃止に向けた協議（劣化によるテントの数の減少） 	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝祭日開館に向けた検討 ・防火器材（消防設備）の入れ替えの検討 ・新車導入 ・任意保険事務受託の検討（事業所登録） ・書庫の確保
14	福祉バス	<ul style="list-style-type: none"> ・本所、支所福祉バス運行事業の統合にむけた準備スタート ・福祉バスの台数減の検討 ・一括管理の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バス運行事業の統合
15	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・見てもらえる紙面づくり ・配布先の新規開拓 ・WEBの活用（インターネット・ホームページ・フェイスブック・ツイッター等） ・職員向け広報紙の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポンサーの募集 ・毎月1回発行 ・タウン誌とのコラボ ・異業種とのコラボ ・住民とのコラボ（レポーター）
16	情報発信・HP	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリニューアル ・ホームページの効果的効率的な運営 ・福祉情報のデータベース化 ・フェイスブック、ブログ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協とのオンライン化
17	福祉センター建て替え	<ul style="list-style-type: none"> ・準備室立ち上げ ・建設計画立案 ・資金源の統一（高齢・障害・児童） ・建て替えの計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルな事務局 ・業者入札 ・会館取り壊し ・市民会館取り壊し

			・センター名称変更（名称募集）
18	社会福祉法人による地域貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉施設等連絡会での調査研究事業の推進 先進事例研修 地域住民(各種関係団体)との定期的な協議 地域で活躍できる人材の養成 地域ニーズの把握と施設提供可能メニューのマッチング 施設巡り、地域巡り 	<ul style="list-style-type: none"> 地区地域貢献協議会への参加 地域福祉担当職員の配置（施設内や地区社協事務局） 地域貢献事業メニューの作成・実施 都城版あんしんセーフティネット事業の創設
19	善意銀行	<ul style="list-style-type: none"> 活用検討委員会の立ち上げ 活用計画の策定 先進地の取組検討 	
20	組織改編	<ul style="list-style-type: none"> 人事異動等に伴う組織再編準備 支所機能の統合検討 	
21	子育て応援助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 助成メニューを増やす（新規、継続支援、コラボ事業） 団体助成から個別支援へ 支援が必要な子どもたちや生活困窮の子育て世帯を対象に、年間を通じての個別支援 子ども貧困支援対策 	<ul style="list-style-type: none"> 高額助成（空き家拠点整備等） ロゴマーク設定 ニーズ調査 地区社協とのコラボ事業を募集 成果報告会と団体との交流
22	支所の経営	<ul style="list-style-type: none"> 組織再編の検討（支所機能の統合） 指定管理業務の見直し 	
23	指定管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業の見直し 行政との協議の場 	
24	業務の効率化 ①体制整備 ②人材育成 ③拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 経理業務体制のイメージ案作成 経理業務職員定数案の検討・作成 	<ul style="list-style-type: none"> 経理業務の本所集約 事務決裁規程の見直し改正 支所における小口現金の設定 事務局以外の経理部署の部屋の確保
25	基金活用	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業報告書の徴収 広報等での助成事業の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業の費用対効果の評価と助成の精査

◆地域福祉部門

No.	事業名	課題解決に向けた取組	
		当面の取組方策	もっと先に取り組むこと
26	地区社協の機能、活動、組織、財源の充実強化 ①連絡調整・相談支援機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員、福祉協力員のアウトリーチ強化（ニーズ集約の強化） 15地区ボランティアセンターの開設（マッチング機能の充実強化） ボランティア養成講座の開催（ちょっとボラ、傾聴ボラ、生活支援ボラ） 自治公民館福祉部の組織化支援 相談員の研修の定期開催 相談ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 地区ボランティアセンターの充実強化（アウトリーチ、マッチング機能の充実） 事務局員の専従化 相談人員の充実（複数体制等） 開設日数の充実 地域福祉人材の登録、バンク
	②多様な団体の参画	<ul style="list-style-type: none"> 理事体制の充実強化（福祉施設、医療機関、NPO、企業の参加） 地域福祉コーディネーターの参画 	<ul style="list-style-type: none"> 自治公民館福祉部の推進 理事体制の充実強化 法人や企業の社会貢献事業との協働 社会福祉施設専門職の参画

	③財源獲得事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・民間助成事業の活用 ・モデル事業の推進 ・会費の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの有料化（有償ボランティア活動の開発、ミニデイサービスの充実強化） ・施設の経営、事業の受託 ・各地区社協または地区社協連協主催の収益イベント開催
27	地区社協とまちづくり協議会との在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協と健康福祉部会との意見交換会（各団体の活動内容の把握） ・共通理解の場の設定（意見交換会、学習会） ・地域ニーズの集約 ・事業効果と財源の検討 ・共催事業の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期の意見情報交換会 ・組織体制検討会の開催 ・組織体制や事業及び補助金の精査（費用対効果の追及） ・自主財源の確保
28	地区社協への支援体制強化 ①事務局環境の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局複数体制の推進（事務局員、会計などの複数体制） ・人材育成、事務局研修の実施 ・地区社協の環境整備支援（機材、事務用品、通信機器等） ・事務局支援の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員体制の見直し ・後継者育成 ・事務機器の整備促進 ・地区社協事務局専用の部屋の確保 ・事務局開設2日の体制 ・地域福祉コーディネーター等の専門職の配置
	②地区支援ワーカーの充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・7人体制（1人2地区体制）の推進 ・地区社協支援担当者定例会の開催 ・地域福祉コーディネーターとの連携 ・定期的な関係機関との会議（情報共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・15人体制（1人1地区／コミュニティソーシャルワーカー体制） ・地区社協事務局研修の定期開催 ・地域福祉コーディネーターの配置
	③民間助成の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会、調査研究の実施 ・先進地視察研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の推進 ・収益事業の展開
29	地区社協の事業面の充実強化 ①既存事業の整理、継続	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協間の情報交換会の実施 ・事業を通してのアンケート実施、定例会、意見交換会（既存事業の評価活動） ・小地域座談会、中学校区座談会の開催（様々な課題に対する検討会など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設、NPO、企業の参画 ・所属課以外との協働事業の展開 ・自助グループの立ち上げ ・地区社協調査研究部会（仮）の設置 ・必要事業の有料化
	②生活支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協での事例検討会、生活支援会議の定期開催 ・課題整理とデータ化（マップ作成、KJ法） ・民生委員との定期協議 ・支援を要する世帯への聞き取り調査 ・生活支援ボランティア養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の隙間支援活動の開発 ・生活支援ボランティアの登録・派遣制度 ・予算の確保（共同募金やみらいあんしん事業とのタイアップ） ・緊急を要する人の保護（公民館や空き地の活用）、シェルターの開拓
30	ボランティアセンターの機能強化 ①人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座の開催 ・V0リーダー研修の開催 ・V0コーディネーターの育成 ・V0団体同士の交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・15地区社協V0センターの設置 ・学校内V0センター設置 ・V0コーディネーター養成
	②組織・体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の実態調査把握 ・V0協会、V0連協の見直し ・V0運営委員会準備委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・本所、支所内のV0連協の一本化 ・V0運営委員会の設置 ・V0リーダー養成
	③拠点の整備、充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、活動スペースの確保 ・まちなか出張相談の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地への移転

	④情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等の適正な運用 ・情報誌発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント、活動情報発信の強化
31	NPO等中間支援業務の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・専門スタッフの確保 ・講座開催（IT,助成金など） ・協働商談会の開催 ・HP、ブログ等の適正な運用 ・NPO、市民への情報発信強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOネットワーク連絡会（仮）の設置 ・学習会、研修会の定期開催 ・HP、ブログ等の充実 ・フレックス制の導入 ・週末、夜間開館
32	福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育サポーターの養成 ・学校福祉担当者への研修 ・福祉教育研修会の開催 ・体験学習等後の児童、生徒アンケート集約 ・地域住民、企業、社会福祉法人等の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校V0センターの設置 ・福祉教育マニュアル化、プログラム開発 ・NPO、企業等の参画 ・教育委員会との連携強化 ・市推進校「情報紙」発行 ・幼稚園、大学等との連携 ・大人向け福祉学習、体験学習の開催
33	災害救援ボラセンの充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害V0リーダー養成研修会の開催 ・本所、支所ごとでの訓練実施 ・マニュアルの見直し ・様々な災害を想定しての訓練実施 ・行政との連携（情報共有化） ・関係団体、企業との意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士等の資格取得の推進 ・災害V0連絡協議会（仮）の設置 ・災害V0センターの拠点確保 ・マニュアル作成（マップ作成） ・NPO、団体、企業等との連携 ・広域での情報交換と連携、後方支援体制の充実強化
34	総合相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業の連絡会議の定例化 ・業務の分析と標準化（様式・マニュアル等の作成） ・支援調整会議等の定例化 ・相談ニーズの分析、データ化 ・市内の支援マップ作成（相談機関：子どもから高齢者まで） ・相談しやすい環境づくり（フレックスタイムの試み） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関連絡会の設置（子ども～高齢者全ての相談援助機関による組織化） ・スーパーバイザーの育成 ・生活支援事業の開発 ・地域福祉コーディネーターとの協働事業の開発
35	市社会福祉施設等連絡会の強化 ①人材の養成 ②開かれた施設、専門性の提供 ③組織としての事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性を高めるスキルの習得 ・コミュニティソーシャルワーカーの育成（地域で活躍できる人材、地域福祉コーディネーターの養成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・部会編成の検討
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の共有会議の定期開催 ・地区社協組織への参加 ・専門職の派遣 ・施設提供機能の調査研究、データベース化（食提供、場づくり、泊まり、雇用他） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の「見える化・見せる化」事業の展開 ・地域福祉担当職員の配置 ・各地区社協との連携（事業面、組織面） ・各地区地域貢献協議会の設置 ・各施設での地域貢献活動メニューの作成及び実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献事業（地域公益活動）の実施 ・調査研究部会の開催 ・各種関係団体との協働や働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市地域貢献協議会の設置運営 ・地域貢献部会委員の設置 ・災害等、緊急時の受け入れ等、支援体制の仕組みづくり（災害協定）
36	専門職の養成 ①コミュニティソーシャルワーカーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・CSW像の明確化（職名、業務内容等） ・「CSW実践者養成研修」（日本地域福祉研究所主催）の受講 ・CSWの段階的配置（初期5地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSWの段階的配置（次期5地区） ・CSWの段階的配置（3期5地区） ・CSW養成ステップアップ研修の受講 ・CSW連絡会の設置

	②地域福祉推進者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮崎県地域福祉コーディネーター養成研修」の受講推進 ・地域福祉コーディネーターフォローアップ研修の開催 ・地域福祉推進者連絡会の設置 ・人材（ボランティアリーダー、キーマン）の発掘及び育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務のマニュアル化 ・都城版地域福祉コーディネーター養成講座（独自研修）の実施 ・学校支援コーディネーターの配置 ・社会福祉法人の地域貢献コーディネーターの配置 ・ボランティアコーディネーターの配置（地区社協へ） ・ボランティアアドバイザーの配置（市VCへ）
37	情報化の推進 ①情報整理、発信	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱い、活用についての方針検討 ・情報管理指針の策定 ・要支援者の調査及び台帳化 ・情報弱者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の台帳更新 ・見て分かる「つながり路線の図」（支援プラットフォーム）作成 ・メディアの利用
	②地区社協の情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・PC、インターネット環境の整備 ・広報誌作成、地区外への発信 ・ITスキル研修の実施 ・情報担当者の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報マップの作成 ・情報発信（ホームページ開設、フェイスブック、ツイッター） ・福祉情報の集約（データベース化）
38	ファミリー・サポート・センターの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・周知活動（ITを活用したPR、ホームページ開設、目立つ広報作成） ・ランチの開設 ・利用料金減免制度の導入検討 ・病児・緊急対応事業の導入検討 ・人材育成（援助会員フォローアップ研修、リスクに関する研修） ・困難事例の共有、ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター設置場所の見直し ・子育てネットワークの構築（社協保育園とファミサポの併設） ・社協の強みを活かした事業の展開 ・病児、緊急対応事業の導入 ・利用料金減免制度の導入 ・専門性をもった人材確保 ・制度の隙間支援活動の開発
39	認知症地域支援事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーター、キャラバン・メイト、認知症推進員等の育成 ・多職種へのサポーター養成講座の実施 ・若年性認知症への支援 ・認知症カフェの開設増加 ・段階に応じた教材の作成（基礎知識、予防・接し方、支援について） ・関係機関との連携強化（整備推進委員、市外・県外の関係機関） ・社協内での認知症事例検討会の定期開催 ・小地域での啓発セミナー開催 ・個別対象者ごとのネットワーク化 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症推進員の配置（地区別） ・認知症ケアパス体制の確立 ・ワンストップ相談窓口の設置 ・（若年性）認知症当事者の組織化 ・認知症サポーターのフォローアップ ・多職種ネットワークの設立 ・見守りネットワークの普及 ・支える仕組みづくり ・各団体での講座の定例化 ・悪徳商法への対応、事件事故の未然防止活動
40	生活困窮者自立支援事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付事業との連携強化 ・アウトリーチの強化 ・行政関係会議の開催（市民生活・土木・商工・教育等） ・社協内連絡会議の定期開催 ・協働の場の設定（支援調整会議等の定例化、地域ケア会議や障害者自立支援協議会等への参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・出口支援（15地区におけるフードバンク、賛同企業を増やす、資源開発開拓） ・任意事業への取組と体制の充実 ・居場所づくり、ユニバーサル就労の開発 ・中間的就労の場や就労準備支援の協力団体、企業の開拓

	生活福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> ・相談票の統一と共有化 ・フォローアップ研修等への参加 ・ニーズ調査（引きこもり、80：50世帯等） ・協力企業や団体の開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の支援を軸とするネットワークの構築：地域貢献協議会 ・子どもの貧困への対策・対応（基金や寄付の活用・食の支援・学習支援） ・企業等の協賛による小口貸付の創設
		<ul style="list-style-type: none"> ・貸付事務のスピード化のための見直し（ルール統一、マニュアル化） ・事務作業の本所一極集中化 ・家計相談を併せて実施 ・生活困窮者自立支援制度との連携を図るための研修 ・定期的に請求 ・貸付条件の厳格化 ・定期的な声掛け（状況把握） ・借受世帯への継続支援（定期面談、訪問の実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協から県社協に対する制度再構築の提言 ・長期滞納者の資金回収業務委託（資金回収の体制強化）
		<ul style="list-style-type: none"> ・現物支給の実施 ・フードバンク ・貸付条件の厳格化 ・貸付時の民生委員・保証人の同伴義務化 ・要綱の改正（近隣市町村の保証人可能など） 	
たすけあい資金			
41	地域包括ケア体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア学習会の開催（住民学習会、小地域座談会） ・多職種間の情報交換会の開催 ・地区社協での事例検討会、調査研究活動 ・既存事業の工夫（サロンでの介護予防活動、見守り強化等） ・小地域（自治公民館）での支援活動の開発 ・地区社協での生活支援活動の開発 ・福祉人材養成講座、生活支援ボランティア養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議の定期開催 ・地区社協による多様な事業の開発 ・地区社協圏域での多職種連携 ・小地域支援活動の活性化 ・担い手育成、養成講座の開催
42	地域支援事業体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会の定期開催 ・行政との調査研究活動の継続 ・軽度生活援助員体制の充実強化 ・虚弱高齢者等を対象とする健康づくり、交流活動の推進 ・介護予防活動の推進（ふれあいきいきサロンの充実工夫等） ・地域のリーダー育成、研修の実施 ・モデル地区事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域推進者（リーダー、トレーナー）の配置、登録 ・自治公民館単位での介護予防活動の展開 ・地域支援リーダーの配置 ・担い手育成、養成講座の開催
43	軽度生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の広報、啓発（公民館、民生委員、市広報、社協広報、利用者の声、自立者等） ・ボランティア養成（調理実習などのフォローアップ） ・援助員の確保・拡大のための取組 ・各地域（公民館区域）での援助員養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力あるメニューの開発 ・援助員の確保（元民生委員勧誘）

44	ぼかぼかサービス(有償Vo)	<ul style="list-style-type: none"> サービス内容の周知、分析 福祉協力員や民生委員 OB、ヘルパー有資格者等への呼び掛け ぼかぼかサービス研修会の開催 担当者のスキルアップのための研修会や先進地視察の実施 ニーズ調査、受付事務のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> コーディネート・マッチングの機能強化 住民参加型支えあいの仕組み作り(コーディネーター) 地域住民が気軽に使える体制作り(公民館福祉部での取組) さわやかサロンとの連携(生活支援コーディネーター)
45	さわやかサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査 広報、情報発信力の強化 公民館を通じて人材の選出 地域での活動の時に紹介 ボランティア連協や高齢者クラブ連協への協力依頼 サロン内容充実 	<ul style="list-style-type: none"> 総合支援事業、デイサービス(日中活動) ぼかぼかサービスとの連携(生活支援コーディネーター)
46	団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 各団体活動の共通理解 各団体の会計を独立支援 各団体の行事情報を職員間で共有 マニュアルづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 自立した対等の関係性の構築 対等な関係作り(支援型⇒自立型) パソコン教室の開催 新規事業の開拓推進

◆相談支援部門

No.	事業名	課題解決に向けた取組	
		当面の取組方策	もっと先に取り組むこと
47	都城市障害者生活支援センターの実施 ①相談援助業務 ②障害者ケアプラン事業 ③障がい者等日中活動事業(ぼかぼかサロン) ④障害者自立支援協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> 業務別の連絡先の周知の徹底 専任の相談支援専門員の看板掲示 定期的ミーティング・事例検討(スキルアップ、メンタルヘルス) 障がい者等日中活動の住民へのPR、広報活動の強化 法人全体での基幹相談支援センタープロジェクトチームの立ち上げ 障害者ケアプランの検討(事業パソコンシステムの他部門との統一) 計画的な法人職員の計画支援従事者初任者研修の受講 障害者自立支援協議会のリーダーを担う(複数の部会にも参加) 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等日中活動(空き商店等の有効利用)(中心市街地) 基幹相談支援センターの連携強化(ネットワーク会議の定例化)
48	障害者虐待防止センター事業の推進 ①虐待認定ケースのフォロー・モニタリング ②広報啓発活動 ③行政への提言	<ul style="list-style-type: none"> 広報PR(事業所向け虐待防止マニュアルの配布や市民向けチラシ、講演会等の実施) 2年半の総括事例集の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターへの再編 障害者虐待防止ネットワークの実施 児童、高齢者虐待防止センターとの統合(システム等)
49	重度身体障害者等移動支援事業の実施 ①車両の確保 ②移送ボランティアの募集	<ul style="list-style-type: none"> 車両の備品充実 広報PR(事業の市民向け広報チラシ、各地区民協定例会等への説明) 軽自動車導入に伴う女性ボランティアの確保 	<ul style="list-style-type: none"> NPO等への事業移管(委託先変更)
50	福祉有償運送サービスネットワーク事務局の運営 ①事務局の移管	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク組織の再編成 ネットワーク加盟事業所従事者に対するフォローアップ研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 活動拠点の整備 専門スタッフ確保 ネットワーク事務局を社協以外の

			事業所への事務局移管
51	日常生活自立支援事業の実施 ①実施体制の充実（人員確保等） ②成年後見制度への移行 ③広報啓発活動 ④権利擁護センターの立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> 行政との定期協議（市からの財源の確保/権利擁護センターの立ち上げに関して協議） 広報PR（民児協への生活支援員募集案内改選時期H28.12月） 業務用パソコンシステムの導入 各会議、サロンでの広報 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援員の専従職員化（臨時職員等選任） 専門員の人員増 車両の確保
52	福祉後見活動事業の運営 ①実施体制の充実（法人後見・都城みらいあんしん支援事業） ②財源の確保 ③権利擁護センターの立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> 事業の見直し（みらい安心支援事業・法人後見事業） 広報PR（事業の市民向け広報チラシ、各地区民協定例会等への説明） 成年後見ネットワークの充実化 	<ul style="list-style-type: none"> 専従職員の確保（行政から財源の確保）
53	総合相談事業の展開 ・体制（名称変更等） ・相談室の確保	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に相談員研修を受講させる 相談員のサポート、教育体制確立 社協組織の再編（関係部署の統合） 相談員の成り手（社協退職者の再雇用先としての位置づけ）[処遇改善含む] 行政OBにかぎらず公募等実施 ふれあい相談日の周知徹底（新聞、広報、民協定例会等） 	<ul style="list-style-type: none"> 社協以外の機関とのネットワーク確立 行政相談員、人権相談員との交流

◆在宅福祉部門

No.	事業名	課題解決に向けた取組	
		当面の取組方策	もっと先に取り組むこと
54	居宅介護支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネ担当数の平均化 委託数の調整 朝礼等短時間での情報共有 報告、連絡、相談が出来る関係や環境づくり 研修参加・報告の充実（復命・週一会議） 地域の課題を知る（利用者からのアセスメント） ボランティアを知る（包括や社協からの情報収集） 他部署との意見交換会（食事会）の開催 取得資格者への情報提供 面談室の確保 ケアマネ資格取得推進と受験者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 問題点の自己啓発とスキルアップ 地域課題に対応する資源の発掘や開始時の情報提供と支援 ケアプランにインフォーマルサービス（ボランティア等）の位置付け 処遇改善、正職登用 男性ケアマネの雇用 資格取得支援（就学・受験費用の捻出、就労等） ケアマネ業務の出前講座
55	訪問介護事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業所統合による業務の統一・安定化 登録ヘルパーの安定的確保 登録ヘルパーの交流の場作り 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパー養成事業の立ち上げ 有償サービスの開拓 スキルアップ研修のカリキュラム作成

		<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者情報の把握や募集 ・定期的な研修の実施 ・研修参加・報告の充実 ・認知症研修の受講 ・疾病・障害別介護技術の習得 ・進化する安全安楽な介護技術の習得 	
56	訪問入浴介護事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の周知・案内 ・社協内での情報の共有化 ・新しい介護技術の習得 ・疾患別の入浴介護ポイントの研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル緩和ケアに対するヘルパー研修
57	通所介護事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定化 ・法令遵守 ・利用者登録の安定的確保 ・満足度の高いサービス提供 ・満足度チェック（随時） ・口腔ケアの取組 ・利用者とのコミュニケーション（声かけ・接遇） ・魅力的なメニューの開発・実施 ・レク・業務内容の他事業所での実習 ・利用者の知恵袋、技術の活用 ・認知症基礎研修の受講 ・職員研修（随時） ・記録作成の勉強会（職員同士） ・事業所間での情報の共有 ・関係部署（保育課等）と共同研修 ・PR活動（募集広告等） ・情報紙定期発行（全戸配布） ・分かりやすいパンフレットの作成 ・事業会議の開催（随時） ・ケアマネジャーとの信頼関係構築 ・ボランティア募集（学校等） ・地域のボランティアの積極的活用 ・社協交通安全宣言の確認と理解 ・将来設計を関係職員で共有 ・事業の将来展望の明確化 ・建物や機器の計画的な更新・修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の設置、園庭整備 ・人材バンク、養成講座の開設 ・PC、ネットを活用した情報発信 ・計画的な設備整備（自動車、音響、PC、厨房等） ・研修会への参加（市内外） ・通所介護係の設置 ・安全運転教室の開催（自己啓発） ・マニュアルの作成、整備 ・ニーズに反映した施設整備 ・認知症カフェのオープン ・図書室の設置（こどもと学習） ・出前講座（健康、料理）の取組 ・人事交流 ・地域との関係づくり（踊りや傾聴ボランティア） ・理学療法士の巡回 ・献立の工夫（バイキング等） ・地域に出向いて出前講座を行う ・各事業所に正規職員の配置
58	日中一時支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社協内での情報の共有化 ・社協居宅・障害者支援センターとの連携 ・同行援護サービス・移動支援事業の充実 ・ヘルパーのスキルアップ研修 ・精神障害に対するヘルパーの研修 	
59	障害福祉サービス事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社協内での情報の共有化、社協居宅との連携、障害者支援センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスに対するヘルパーのスキルアップ研修 ・精神障害に対するヘルパーの研修
60	生きがい活動支援通所事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の登録 ・地域包括支援センター、民生委員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動メニューの開発
61	地域生活移動支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・条件を満たす人のみ利用可能にする（介護度3以上など）～非申請方式 ・実施時間（ヘルパー拘束時間）と請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・移送サービスを独自立ち上げ ・住民参加の助け合い型の移送サービス事業検討（病院、買い物等）

		<ul style="list-style-type: none"> 時間（利用時間）の差額の事務所負担対応検討 社協内移送サービス事業所での運営基準見直し 移送料金の統一を行う 日本財団等の車輛寄贈の応募検討 車輛の計画的な更新 	<ul style="list-style-type: none"> 住民向け講座やボランティア・NPOでの取組支援
62	食の自立支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング時の嗜好調査 利用者のアンケート調査 地産地消のメニュー開発 献立表の配布、新メニューを取り入れ、利用者に意見聴取 パンフレット作成 民生委員さんとの連携 商工会との連携 関係機関等との連携 利用者の連絡体制の把握 安否確認時の緊急対応見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の意向や生活状況調査を行い分析して提案する 移送サービスを活用して集合型会食サービスを行う 社協内事業所の統合 活動エリアの再検討 社協自主事業の立ち上げ

◆点字図書館部門

No.	事業名	課題解決に向けた取組	
		当面の取組方策	もっと先に取り組むこと
63	図書等貸出に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 貸出業務の即時性の向上 レファレンス体制の充実 コンテンツの充実 多様化するメディアの研修会実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新貸出システムの導入
64	点訳に関すること	<ul style="list-style-type: none"> プライベートサービス製作体制充実 専門点訳者の確保 新表記英語点字に関する講習会開催 ブリーフィングの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 点字指導員複数体制 指導員・技能士の資格取得促進 後継者育成 新規点字プリンター導入
65	音訳に関すること	<ul style="list-style-type: none"> プライベートサービス製作体制充実 デジタル録音機スキルアップ研修の開催 編集機器整備 ブリーフィングの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 音訳・情報支援員複数体制 後継者育成 録音室確保
66	各種デイジーに関すること	<ul style="list-style-type: none"> テキストデイジーの周知 テキストデイジー製作リーダー養成 シネマデイジーの周知 ブリーフィングの充実 多様化するデイジーの研修会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア育成 後継者育成
67	ボランティアに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動PR SNS等による啓発 視覚障がい者への理解を深めるための研修会の開催 スキルアップ研修会の開催 意見交換会の実施 ボランティア団体行事に参加、協力 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを利用した養成
68	中途視覚障がい者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 点字読み書き指導者の養成 情報機器操作指導者の養成 相談対応に関するスキルアップ 視覚障がい者サロンサポーター養成 メールマガジンの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関（医療機関等）との連携 L点字プリンター導入 就労支援の充実

		<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用登録のための周知 ・研修会への職員派遣 ・日常生活用具、補助具見本品等整備 ・視覚支援学校との連携 	
69	ロービジョンへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・機器整備 ・メールマガジンの充実 ・弱視者対応情報機器操作指導の充実 ・レファレンスサービスの充実 ・視覚支援学校との連携 	・関係機関（医療機関等）との連携
70	当事者団体に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・行事への参加、協力 ・交流会、意見交換会の実施 	・スマートサイトの構築
71	施設啓発に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発用リーフレット等の作成 ・視覚障がい者に配慮したホームページによる啓発 ・SNS、インターネット動画サイト等による啓発 	・施設愛称の命名

◆保育部門

No.	事業名	課題解決に向けた取組	
		当面の取組方策	もっと先に取り組むこと
72	保育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・研修報告の充実 ・複数で県内外の研修に参加する ・研修参加支援として、復命のあり方検討、出張報告等の見直し ・講師による研修会の実施 ・共通理解の場の設定 ・外部講師による一斉研修の企画 ・先駆的な保育園の視察研修企画 ・全員で現場を見に行く企画 ・ママさん保育士の募集 ・ファミサポとの連携 ・園庭整備の充実 ・コーナー遊びの充実 ・遊具の整備（タイヤ埋設、遊具棚の設置等） ・第三者評価の受検 	<ul style="list-style-type: none"> ・4園を巡回職員（保育士等）の体制 ・職員定数化、シフト方式の検討 ・園舎の新築 ・園舎の増築 ・保育室を増やす ・年齢別の保育室の確保（4歳、5歳別々の部屋など）
73	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・同年齢の保育士の補充 ・組織体制の見直し ・処遇問題 ・面談の回数を増加 ・交流の場、話し合う場づくり ・職員の配置見直し ・他園での実習計画 ・社協HP（保育園の頁）を活用して保育士等の募集を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の登録制導入 ・男性保育士の採用 ・技術的な専門職 ・毎年新卒採用
74	地域への発信力	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭解放時以外の園庭解放（地域の方々にもいつでも来てもらう） ・保育現場見学 ・地区内の情報収集 ・交流の場づくり ・散歩中に家にいる子どもたちへの声かけ、ご近所訪問活動 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・オリジナルポスター作成 ・社協 HP（保育園の頁）を活用して保育士等の募集を行う 	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

◆地域包括支援センター部門

No.	事業名	課題解決に向けた取組	
		当面の取組方策	もっと先に取り組むこと
75	地域包括ケアシステムの構築 ①連携機能の強化 ②業務環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の民児協定例会に参加 ・勉強会、交流会への参加 ・地域での活動に積極的に参加 ・事業所との地域ケア会議の開催 ・新システム導入による業務効率化 ・「医療と介護の連携」地域ケア会議 ・他職種連携の機会を定例化 ・山田・高崎地区地域包括支援センターとの交流 ・地域包括ケアシステム学習会の実施 ・情報通信の在り方検討 ・パンフレットを作成 	
76	職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内での研修を定例化 ・事例検討会の定例化 ・模擬実習 	
77	社会資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・福祉協力員との連携 ・自分の住む地域で社会資源として活動する ・地域資源のため、一覧表の作成 ・地域の方との連携強化 ・民生委員・福祉協力員・ボランティアとの交流の機会の設定 ・地域資源の見える化 	

◆各部門間の連携の仕組み

総務部門	地域福祉部門	相談支援部門	在宅福祉部門	点字図書館	地域包括支援センター	保育部門
<ul style="list-style-type: none"> ・「プラットフォーム」(仮称) の開催 ・横断的「事例検討会」の開催 ・職員会議の開催 ・経営会議の改善 ・職員研修会の開催 (年2回) 						

資料
